

平成23年12月15日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	光 武	学
2 番	稲 富	雅 和	10 番	徳 村	博 紀
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	福 井	正
4 番	竹 下	勇	12 番	水 頭	喜 弘
5 番	角 田	一 美	13 番	橋 爪	敏
6 番	伊 東	茂	14 番	松 尾	征 子
7 番	松 尾	勝 利	15 番	橋 川	宏 彰
8 番	松 本	末 治	16 番	中 西	裕 司

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	小	野	原	利
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	迎		和	泉
産	業	中	川		宏
建	設	平	石	和	弘
環	境	中	村	博	之
部	長	打	上	俊	雄
会	計	大	代	昌	浩
管	理	寺	山	靖	久
者	兼	田	中	一	枝
兼	会	中	村	和	典
計	課	橋	村		勉
長		栗	林	雅	彦
企	画	森	田	利	明
課	長	橋	口		浩
総	務	有	森	滋	樹
課	長	森	田		博
財	政	福	岡	俊	剛
課	長	松	本	理	一郎
市	民	中	島		剛
課	長	土	井	正	昭
兼	選	中	村	信	昭
管	理	松	浦		勉
委	員	植	松	治	彦
会	事				
務	局				
長					
税	務				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
保	險				
健	康				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
農	林				
水	産				
課	参				
事					
商	工				
観	光				
課	長				
ま	ち				
な	み				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
同	和				
对	策				
課	長				
兼	生				
涯	学				
習	課				
参	事				
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	查				
委	員				

平成23年12月15日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成23年鹿島市議会12月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	15 橋 川 宏 彰	1. 鹿島市の第一次産業を取り巻く課題について (1) 遊休農地、荒廃園対策について (2) イノシシ対策について (3) T P Pについて 2. オラレ（簡易型舟券売り場）の誘致について (1) これまでの経過と今後の対応について 3. 東日本大震災被災地ガレキ処理について (1) 杵藤地区広域市町村圏組合の一連の対応について (2) 今後のあり方について
2	6 伊 東 茂	1. 笑顔あふれる子ども達 （魅力ある学校生活を過ごすため） (1) 市内における不登校児童生徒数の現状 (2) 未然防止と適切な支援、対応について (3) 心理相談専門家の充実と継続配置 2. 一次産業における厳しい現状への支援について (1) 早生みかんの日焼け被害と環境整備支援 (2) 秋芽のり「赤腐れ病」被害と漁場整備について 3. 地元の特色を活かした6次産業と観光戦略 (1) 浜宿どぶろく特区の推進（どぶろく造って地域活性化） (2) 酒蔵ツーリズムと分散型イベント融合と連携
3	14 松 尾 征 子	1. T P P参加が市民生活に何をもたらすのか (1) 農業分野について (2) 混合診療など医療問題 (3) 食の安全問題 2. 「子ども、子育て新システム」で今後の幼児教育はどのように変わるのか (1) 子どもたちは (2) 保護者は (3) 経営者は (4) 行政は(市) 3. 「みどり園」民営化について 4. 「防災計画」について、どのように進んでいるか 5. 「住宅リフォーム助成制度」の現状と今後の対応について

午前10時 開議

○議長（中西裕司君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中西裕司君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。まず、15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

15番議員の橋川宏彰でございます。通告に従いまして一般質問をいたしますので、よろしくお願いたします。

樋口市政がスタートしてはや1年7カ月が経過し、みんなが住みやすく暮らしやすいまちを目指す都市像とした第五次鹿島市総合計画も、ことし4月スタートをしました。その後、6月議会、9月議会、そしてこの12月議会と議案、補正予算の内容など、積極的な姿勢が随所に見受けられ、新しい樋口カラーが出てきていることを強く感じており、これは私としても高く評価をしているところでございます。具体的に言えば、9月、12月と続いている大型補正予算があります。これは、これまでの市民の声にこたえた内容となっていると思っております。ただ、若干PR不足で損をしている感じはありますが、やはり時期を逃さない強い情報発信力を、今後はもっと前面に出していただきたいとお願いしておきます。

さて、今回、私は昨年の12月議会での一般質問を踏まえながら、大きな質問項目として1、鹿島市の第一次産業を取り巻く課題について、2、いわゆるオラレ、つまり簡易型舟券売場の誘致について、3、東日本大震災の被災地の瓦れき処理についてという3つの総括的な表題を掲げ、この1年間の経過をたどりながら質問をいたします。

それでは、まず質問の1点目の遊休農地、荒廃園対策について質問をいたします。

このことについては、以前にも何度か取り上げたことがあります。なぜなら、この荒廃農地の問題は、鹿島市農業の根幹を揺るがす問題と、私は危機感を持っておるからです。中山間地を初め、市内の至るところに水田や畑地、樹園地が生産者の高齢化や後継者不足などいろいろな理由により、要するに農家の担い手不足などによって生産活動が中止され、放棄されている農地が多く見受けられます。農地法第2条に規定されている農地という言葉の説明によりますと、耕作農地とは土地に労費を加え管理を行い、作物を栽培するところを言うとなっております。耕作の目的に供されている土地を農地ということからすれば、現在の状況はこれに反する農地、いわゆる遊んだり放棄されたりして、農地の荒廃化はますます進んでいるような気がしております。

ちょっと市内を回ってみれば、至るところに荒廃した農地が目につくと思いますが、皆さ

んいかがでしょうか。なぜ私がこれまでも繰り返し農地と農業は鹿島にとって必要だ、大事だというのは、かつて私が農業委員を仰せつかった当時の鹿島市農業委員会の農地政策の方針が今も心に残っているからであります。それは、1、食料の確保、2、農業者の生活基盤としての生産活動の向上、3、市の基幹産業としての農業の振興、4、自然の保護、保全としての農地の役割、5、国土形成としての農地の有用性について教えを受けたからであります。これを基本として考えたとき、今の鹿島市は遊休農地、耕作放棄地の利活用をいかに考えていくべきか、これまで以上に特別な対策や政策を考えていかなければならないのではないかの思いから、今回も質問をいたします。

まず、質問の1点目として、現在の遊休、放棄、荒廃などの農地の面積は、5年前、10年前、20年前と比較して、どのようになっているのか、増減の推移の状況をお伺いします。

次に、2点目として、農家の世帯数と就農人口の推移はどうなっているのか、男女別、年齢別、これは30歳未満、30歳から60歳、61歳から70歳、71歳以上に分けてお知らせください。

3点目として、ここ3年以内の離農世帯とその残された農地の利活用の状況、新規就農者の数と農地の提供等について、推移や状況をお知らせください。

次に、2番目のイノシシ被害対策について質問いたします。

さきの9月議会でもいろいろ質問がございましたが、私も懇談会の中で幾らか気になることや質問がございましたので、お伺いいたします。

まず、昨年度の佐賀県全体の捕獲数は約2万7,000頭で、その前の年より捕獲数が1万2,000頭増加し、その成果か、農業被害は半減したとの報道が8月16日付の佐賀新聞に掲載されておりました。それに関連して、市内のイノシシの捕獲数、被害状況について、昨年と一昨年、できれば10年ぐらい前の状況と比較して、鹿島市の状況はどうなっているのか、お知らせください。

次に、いわゆるTPP、環太平洋連携協定について質問いたします。

まず、1点目は、去る11月13日に野田首相から明確な参加表明ではありませんでしたが、TPPへの協議参加へ向け、関係国との協議を開始するとの表明がありました。非常にわかりにくい表現だったと思いますが、これについての市長の感想を、まずお伺いいたします。

次に、2点目ですが、この段階でTPP参加が私たちに及ぼす影響、TPP参加への賛成か反対かの質問はいたしません。今後の対応が後手後手にならないように準備をしておく必要があると思います。私はこの段階から、鹿島市としてプロジェクトチームの設置などの対応をしておくべきだと提案するつもりでございましたが、けさの新聞にTPP対策庁内連絡会議を設置したとの報道がなされておりましたので、どのような部門でどのような方たちがメンバーになっておられるのかをお伺いいたします。

次に、大きな質問項目の2番目として、オラレと呼ばれる簡易型のモーターボートレース舟券売り場の誘致、設置検討についてお伺いいたします。

このことについては、昨年の12月議会でも質問いたしました。私のところへも市民の方から、オラレの話は結局どうなったのかという声もいただいております。設置の是非についてはいろいろな意見はあると思いますが、既に4年ほど前から市内の経済団体の呼びかけで、民間、議会、行政を交えた説明会が開催され、議会と執行部の現地視察などを行った経緯があります。市民の中には中心市街地の活性化の人助けとなることなど、設置に期待する意見もありますが、いつの間にか立ち消えになった感じがしますが、その後の経過はどうなったのか、まずお伺いいたします。

最後に、大きな質問項目の3番目として、東日本大震災の被災地の瓦れき処理についてお伺いいたします。

私は、杵藤広域圏組合議会の議員として、鹿島市議会から選出していただいている経過と責任もありますので、この問題についてもあえて触れさせていただきます。

被災地への支援はもちろん必要であります。しかし、杵藤広域圏の管理者である武雄市長の瓦れき受け入れ表明は余りにも唐突であり、3市4町で共同処理を行っている私たち組合議会は、事前に何の相談や提案もなかったと認識しております。結果として混乱を招き、被災地支援へのハードルを逆に高くしてしまったのではないかと考えております。鹿島市長は杵藤広域圏の副管理者になっておられます。管理者から事前に相談はなかったのか、この件について、市長の見解をまずお伺いいたします。

以上で1回目の総括的な質問を終わります。関連する質問については、1回の答弁をお聞きしまして、一問一答でお伺いいたします。

○議長（中西裕司君）

答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

それでは、私のほうに特にお話がありました点について答弁をさせていただきたいと思っております。その余は、担当の部長なり課長からお話をさせていただきます。

まず、TPPのお話ですね。正直言ってわかりにくい表現ですよ。私もそう思います。私自身がきちんとした解説をしてもらいたいと思っているぐらいなんです。今回の交渉は、いろんなことが不透明であると、これはもう内容はお話ししなくてもいいと思います。ただ、我々が関心を持たないといけない点を幾つかお話をしますと、これ、外交交渉でございますので、中央政権の専権事項ということになりまして、なかなかもともと伝わりにくい面がございますけれども、特に今回の場合は、政府の部内でもようわからんと言われているぐらいですから、私たちがわからないというのは当然のことだと思うんですよ。

したがって、今の時点で、現段階で、いろんな予想を言ってみても当たらないし、当たるとは言えないし、しかも、余りいろんなことを言うと混乱するだけの話です。適当ではないと思うんです。ただ、それではせつかくの答弁にも何にもなりませんので、現時点でぎり

ぎり言えることは何だろうかということでお話をしておきたいと思います。

まず、全体として野田首相は協議に参加すると、こういう言い方をされましたですね。ただ、だれが見ても、これは常識的には協定そのものに、私は参加したいとおっしゃっているということしかないんですね、本心は。かなりこれは確度が高いと思っていいと思います。ただ、私自身が、かつてこういうたぐいの交渉を担当した経験ございますから、非常に心配になることを一つお話ししておきますと、現時点でも実際実務を担当します交渉団といいますかね、部隊編成ができていないと、きのうまではですね、ヘッドも決まっていなくて、メンバーも決まっていなくて、これでは仮にこれが一種の戦争である、経済戦争であるとすれば、もう相手方から、何と言いますかね、ちょっと表現悪いんですけども、率直に言ってなめられてといいますかね、見透かされるということがあってはならないかというのが心配になるんですよ。

ただ、恐らく水面下では、事実上の事前協議は始まっているはずですよ。もし始まっていないとすれば、もうこれは国際交渉としては体をなさないよ、私はそう思っております。ただ、外から見てわかります本格交渉は、これは関係各国の了承が要りますから、来年春から始まると。どんな見ても来年の夏ぐらいまでは決着するという話のようですから、すごいスピードの交渉になると思いますよ。これが心配だということです。

そこで、御質問ございました感想をということですから、感想を2つに分けて言ってみようと思います。

1つは、交渉のやり方自体についての感想ですね。通常、国際交渉をやるときは、大きく分けて2つのスタイルでやります。1つは2国間交渉と、バイバイという言葉で言いますけどね、例えば、日米であるとか、日韓であるとかというのは、一番典型的で御承知だと思いますけれども、この成り行きは、一般論ですよ、これはあくまでもね、力の強いほうが勝つんですよ。行司はおりませんから、2国間でやるときはね、そのときの情勢にもよりますが、いろんな意味で力が強いほうが勝つと、これはまあ理不尽ですけど、しょうがない。そのかわり、相手ははっきりわかりますから、論点が、個別性とか特別扱いを主張する余地があるんですよ。これだけは絶対聞いてくださいみたいな、そういう利点はありますが、なかなか理不尽な面があるということをお承知いただきたいと思っております。

もう1つが、多国間でやる、マルチと言われるやつですね。これはですね、当然数がふえればふえるほど、1国の主張のシェアが小っちゃくなってきますから、我がよかごとにはできなくて、こうなりますね。だから、やらないといけないことは多数派工作なんですよ。これが必要になります。そのかわり、なかなか自分の言い分が通らないことが多いと、みんなどこかで折り合わないといけないですからね、多数派の中でもですね、そういうことは頭に入れてやらんといけんと、一言で言えばお友達をどれだけつくれるかということになると思っております。

そこで、現状を見ますと、まず、そもそも議論、参加していませんよね、今。何が議論になっているかわからないという問題が一つ。本格的に参加するのは来年の春からと、これじゃもうおくれて話はどんどんまとまっていきよると、バスに乗りおくれるなど言いますけど、バスはもう走って走って、そろそろ到着しようとしよったときに乗ると、こういうことになりますね。

3点目、ほかの国をじっとながめて見ると、余りお友達のおらんとですよ。ですね、だから、下手すると孤立する可能性があるということが心配です。

もう1つ、最大の交渉相手である米国、盛んに発信しよんさっですよ。あれをしてくれ、これをしてくれと、はっきりしているんです、相手の要求はね。ところが、国内はそのとおりの体制が組まれているかどうかかわらんと、こういう現状になります。そうすると、結論はもう見えているんですよ。イエスカノーカ、もう決まったことを丸飲みするか、机ひっくり返して帰ってくるかと、これしかない、ぎりぎりになったらですよ。相当つらい交渉になると、これ、交渉の仕方のお話ですね。

もう1つ、ちょうどおっしゃったことに関連するんですが、交渉が終わった後のことを我々は頭に置いとかんといかんですね。期待はしていませんよ。期待はしていないけど、当然あり得るということで、ノーといって交渉から離脱されたら現状と変わりません。しかし、イエスといって結果を丸飲みされたということもあり得ますから、つまり一番こっちがノー、こっちが丸飲みのイエスと、この間で物事決まるでしょうと、そのときのことを我々はさまざまな情報、それをもとにしながらかある程度の準備をしとかんといかんと、こういうことになりますね。

その中間でいろんな協議、調整、妥協の結果の案を幾つか想定しとかんといかんだらうと。その作業が、さっきおっしゃったように、我々としては準備運動はしとかんといかんでしようというので、そういうチームを今つくっていると。それ以上のこと、どんなことを想定しているんだというのをここで述べるのは、ちょっと場所もタイミングも適当じゃございませんので、お許しをいただきたいんですけども、結論から言えば、かなり分のいい戦いになるとは想定しないほうがいいんじゃないか、ちょっとわかりにくい表現で、また申しわけないんですけども、そういうことを頭に置きながら準備をしていくと、やらなきゃいかんことをやると、こういうことではないでしょうか。

次に、瓦れきのお話ですね。

これは、おっしゃるとおり、私は副管理者なんですよ。しかし、逃げるわけではありませんが、会議があるという通知と、その直前に今度の会議は取りやめですよという通知が来ただけですから、何ともこれ、コメントのしようがないと、これは私、新聞にもそういうふうには聞かれたから言っておきましたけれども、まさにそのとおりのことです。会議における具体的な協議事項などについては、何にも連絡が来ていないというのは実情です。そのことに

ついでに管理者としての武雄の市長さんの考えもいろいろあるようです。それはそれで新聞にも、きのうもテレビで放映をやっていましたけれども、おありになりますから、そのことについて我々がとやかく言うことはない、お考えはあると思いますが、実情はそのとおりでございます。

私自身、会議がなくなるという前までは、当然あるということで準備をしておりましたので、いろんなことを頭に置きながら、考えは整理をしておりましたけれども、白紙になってしまいましたので、それ以上の作業はとめているということでございます。情報としては、新聞報道の、あるいはテレビで報道されている域のことは出ていないということをお話ししておきたいと思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

松浦農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松浦 勉君）

私のほうからは、1点目の遊休農地、荒廃園対策についてお答えいたします。

平成21年に農地法の改正によりまして、耕作放棄地の調査や台帳整備につきましては、農業委員会が市長部局と連携をとりながら進めることになっているところです。これまでの遊休農地の推移ということですが、これは昨年12月に橋川議員の質問の中でもありましたけれども、それと重複すると思っております。平成12年が170ヘクタール、平成17年が340ヘクタール、それから、これは農業センサスの結果ですが、平成22年度現在では耕作放棄地全体で587ヘクタール、そのうち樹園地が532ヘクタール、約91%、田が35ヘクタール、6%、それから畑が18ヘクタール、3%という状況になっているところです。これは、鹿島市の特色といたしまして、非常に多良岳パイロット等により、ミカン園が相当多かったところを、その樹園地が確かに荒れてしまっているというふうなことが特色であり、今後の鹿島市の大きな課題となっているところでございます。

それから、利用権設定とか農地の移動状況はどうかということで御質問ありましたけれども、ちょっと今、手元に資料を持っておりませんので、2回目以降の質問で答弁させていただくようにお願いしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

私のほうからは農家の世帯数と就農人口の推移、それからここ最近の離農世帯、新規就農者の数等についてと、それとイノシシの件についてお答えをいたします。

まず、農家の世帯数と就農人口の推移でございますけれども、農林業センサスが出ており

ますので、その結果、平成17年と22年の比較で申し上げたいと思っております。

まず、農家の世帯数でございますけれども、平成17年が1,889戸、平成22年が1,443戸と、5年間で446世帯、率で申しますと23.6%減少しております。

次に、就農人口でございますけれども、平成17年が2,604人、うち、男性が1,242名、女子が1,362名、それと、平成22年度でございますけれども、就農人口で1,911人、うち、男性が939人、女子が972人と、693人、率で申しますと26.6%減少しております。

また、平均年齢で申しますと、ここ5年間で3.7歳上昇しております、現在63.7歳となっております。

なお、年齢の構成区分でございますけれども、センサスの年齢区分のとり方が、ちょっと若干違っておりますので、単純比較はできませんので、ちょっとここは申しわけございませんけれども、お答えできません。

以上の結果から、鹿島市におきましても、全国的な傾向でございますけれども、同じように高齢化による担い手不足等が進行したと思っております。

続きまして、離農世帯、それから新規就農者の数、遊休農地の活用等についての推移についてお答えいたします。

農林業センサスによりますと、農家の世帯数が先ほど申しました平成17年で1,889戸、平成22年で1,443戸と、5年間で446戸が減っておりますので、一応その部分がデータの離農されているというふうに思っております。

離農世帯の農地の利活用の状況ですけれども、水田につきましては、貸借によって耕作されておりますが、樹園地につきましては、残念ながら耕作放棄されているところがほとんどじゃないかと思っております。

次に、新規就農者の数でございますけれども、平成21年度が9名、平成22年度が23名、平成23年度が17名でございます。

新規就農者によります耕作放棄地の活用面積でございますけれども、平成22年度で申しますと47アールでございます。

続きまして、イノシシの捕獲数でございますけれども、これは現在、鹿島市のほうで駆除組合のほうにお願いしている有害鳥獣の駆除期間というのが4月から10月でございます。その4月から10月までの捕獲数で申し上げたいと思います。

まず、約10年前の平成15年ですけれども、84頭ございました。一昨年の平成21年が252頭、昨年の平成22年度が449頭と、年々増加をしている状況でございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、御質問のあった2点につきまして御答弁申し上げたいと思います。

まず、庁内のT P P対策の組織についてという御質問でございます。

政府の環太平洋連戦略的連携協定の協議参加に向けての表明をされたということを受けまして、私どものほうとしまして、樋口市長のほうから指示がありました。早速その市長の指示を受けまして、庁内にこの対策チームをつくり上げたということでございます。設置いたしました組織の名称につきましては、鹿島市T P P対策庁内連絡会議といたしております。メンバーは私、総務部長が責任者となりまして、企画課長と財政課長の2名、これに課長補佐、係長クラスの職員8名の全部で11名で構成をいたしております。

T P Pの国民生活に及ぼす影響につきましては、もう市民生活の広範囲に及ぶということが想定されておりますので、総務部、それから福祉、医療にかかわります市民部、それから産業部、建設環境部、教育委員会など、全庁的に推薦いただいた職員8名、この8名で実務的な作業チームをつくっておるところでございます。

初会合は11月28日に開催をいたしました。その後、毎週1回、会議を開催しており、現在まで3回開催しておるところであります。

会議の中身につきましては、まずはT P Pに関する基本的な知識や情報の収集などを行う、それから全庁的な情報の共有化を図るところであります。

国レベルの協議が本格化いたしまして、市町村レベルでの対応が必要になった場合、すぐに対応ができるような体制を整えておきたいと、そういう市長からの指示もございますので、私どもとしてはそういうところで考えているところでございます。

また、今後の国におきます協議の推移、動向を注視しながら、検討組織の充実強化も視野に入れておるところでございます。

続きまして、オラレにつきましての、その後のこれまでの経過ということでもありますので、それにつきまして御答弁申し上げます。

議員申されましたように、平成19年6月11日に中心商店街活性化策といたしまして、オラレについての勉強会が商工会議所で開催され、同年の8月20日には行政、市議会でのオラレ呼子の視察も実施されております。その時点で、市としては積極的な対応をしないと結論を出したため、その後、大きな動きはあっておりませんでした。

その後、平成22年、昨年10月の29日に株式会社まちづくり鹿島のほうから、ピオの中にオラレの設置を考えているというようなお話がございました。1年程度をめどに設置についての地元調整を図っていきたい旨の申し出が市にあったところでございます。

まちづくり鹿島におかれましては、昨年10月から1月にかけて、オラレ島原の視察や志布志オラレからの講師を招いての勉強会、そして、ボートレース振興会からの指導助言などを受けて研究を重ねられているところでございます。

その後の具体的な取り組みについては、現在報告を受けておりませんので、私どもの認識

といたしましては、現在は小休止の状態かなというところで考えておるところでございます。
以上でございます。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

これより一問一答でお願いいたします。

時間の配分もありますので、オラレと瓦れきの処理のほうから質問を先にいたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず、オラレに関してですけど、今、総務部長の答弁の中に、市としては積極的な対応をしないという答弁がありました。それが結論でしょうか。

○議長（中西裕司君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

オラレにつきまして、積極的な対応をしないという決定というのは、その当時、平成19年の当時に市の内部として、そういう取り決めをしたというところでございます。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

その積極的に対応しないという、そのわけは、どういう理由でそういうふうな結論をされたのかをお伺ひしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

当時、ちょっと私も担当でおりませんでしたので、詳しい具体的な中身につきましては、承知いたしておりませんが、引き継ぎの中では、やはり鹿島のこういう施設につきましては、なかなか公営競技につきましては特殊な要因もあるというようなこともございまして、なかなか行政が先に積極的にやるというのはいかかなものかなというような議論もあったということをお聞ひしておるところでございます。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

特殊というか、特殊な要因で、市に競技場をつくるわけじゃなかわけですよ。その競艇場をつくるてなんでも私は言うておりません。その場外の券売り場をつくと、それが何か特殊な要因に入ってくるわけですかね。特別な何か許可とかなんとか必要なことになってくる

わけでしょうか。そこら辺をもう一度お願いします。

○議長（中西裕司君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

オラレのことにつきましては、先ほど総務部長が答弁をいたしましたように、平成19年の6月にオラレの説明会がありまして、これについては、議員の皆様方、そして執行部からも参加をいたしまして、その説明会をお聞きし、そして呼子のほうのオラレに視察に行ったという経緯はあります。

それで、その後、市としても検討をいたしまして、市民の皆さんの意見も拝借しながら、その検討を重ねてまいりましたが、鹿島市が積極的にこのことに関しては誘致をしていけないというのは、理由といたしましては、市民のギャンブルに対するアレルギーが強いのではないかという懸念、そして、その勤労意欲の減退もあるのではないかということでございます。

そして、鹿島の歴史的な背景といたしましては、鹿島は文教地でありまして、鹿島のイメージが、ギャンブル施設があることによって、そういうイメージが悪くなるのではないかというようなことがあります。

そして、その当時も鹿島はよその市町の方から言われますと、パチンコ繁華街というようなことで、鹿島は人口の割にはパチンコ、遊技場がたくさんあるのではないかというようなことで、鹿島はギャンブルのまちではないかというような懸念も確かにあったことは事実でございます。

鹿島市といたしましては、積極的にかかわっていかないというようなことで結論を、その当時の方針は出しておりますけど、しかし、民間の方が誘致活動をされることについては、反対をしないという立場に立っております。その誘致団体の方がすべて地域住民との説明とか団体の説明、それぞれ反対される方は確かに出てくると思いますけど、そういう方の説得も含めて、民間の方がやっていただけると、我々市としては、それについてはそれ以上反対を申し上げるということはないという見解を持っておりまして、そのことにつきましては、これは改選前の議員の皆さん方にも鹿島市の方針については理解をおいただきしているということで、我々は今、そういうところで理解をいたしておるところでございます。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

そうですね、鹿島は人口以上にパチンコ屋は多いと思っております。しかし、パチンコ屋は個人の経営ですよ。このオラレ、この官営、あれは公共というか、ここら辺では唐津市、もう市が経営してやっていると、ギャンブルといっても、これ、パチンコは本当に物すごい

金が動くと思います。負けかかったらとめられないで、それで借銭している人もたくさんおられると思いますけれども、このこれはささいな小遣い銭で、ちょっと100円の舟券を買う、年寄りさんたちのちょっといたてあぎゃんとしてみゅうかていう、何て言うですか、話場にもなってくると思いますし、また、近隣市町からも交流の方たちも見えられると思います。

それと、これ収益ですよ、民間の方が、今、副市長は民間の方がされたら、この加勢をするという、その収益は民間の方に全部やるわけですか。それとも市が取るわけですか。そこら辺をちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（中西裕司君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

呼子の例を参考に、ちょっと私なりに計算をいたしましたところ、オラレの母体からは年間、鹿島市に11,000千円か12,000千円程度の配当があるという感じを見込んでおります。それは収益の3%から5%程度を設置市である鹿島市に、もし設置をすれば配当があるということございまして、その配分につきましては、その団体とも協議をしながら、配分というのですか、していくことになるかと思っております。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

そうですね、やはりある程度の収益が見込まれます。こうやって、それと色々な人がそこに勤められる、何て言うのですかね、雇用が生まれるということもありますし、いろんな面で私はメリットがあると思っております。

それで、やっぱり場所をまちの真ん中にするのもよいですけど、鹿島市の市内どこでもよかけん、鹿島の活性化、また交流人口、それからやっぱり自主財源の確保のためにも、やはりこれは前向きな考えで、執行部が主導していただきたいと思っております。

これは、民間の方の盛り上がりを待ったら、いつまでたってもそぎゃんなかて、もう執行部はそぎゃん盛り上がってらんで判断されれば、もうそれでおしまいだと思っておりますけど、そこら辺の考えはどうでしょうかね。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今、オラレの特性といいますかね、認識について議論があつていますので、基本的なことを理解してもらうために少しお話をしておきたいと思っております。

まず、オラレに行く前に、今、我が国で公営競技で4つあるんですよ。競馬、オート、自転車、そしてボートですね。ほとんど同じなんですけど、開催場所でまず投票券を売ると、で、

場外でも売っていいですよと、こういうことになっているわけですね。それで、今、私の知っている限りでは、その4つの競技のうち、別のも売っているのは旭川だけなんです。競輪と競馬が売られていてね、ほかは大体それぞれがボートはボートだけ、競馬は競馬だけと、こういうスタイルになっていますね。その中で、ボートはほかのやつと違ってかなり特別なスタイルをとっています、場外については。

何が違うかといいますと、これも2つ分けますと、1つは専用場外というやつですよ。もうわかりやすくいいますと、佐賀では三日月のスタイルですね。もうちゃんとした建物の専用をつくって、そこでボートの投票券を売っていると、このオラレといいますのはね、もとの語源は、これはスペイン語なんですけどね、日本語にすると、さあ、行こうぜという意味なんですけど、そういうところ、何をねらっているかといいますと、大きな建物なりコミュニティセンターがあるところに、ちょうど例えば、ピオの話がありましたから言いますと、ATMがありますね、今ね。ああいうスタイルで小型の施設を一緒につくって、そこでも買えるようにすると、そういう意味で簡易施設と言われているわけですよ。

そのときに、これ、全部法律上の許可が要りますのでね、刑法の特別法となっていますから。どういうことかと言うと、オラレの場合は基本的にコミュニティセンターみたいなところ併設をしまして、自治体が管理するという条件がついているんですよ。だから、今、議員おっしゃるように、自治体が自分で、さあ、来なさいと言ってやるということになるんですよ、やるとすれば。そういう意味では、民間がやるということではないと。

委託というのは別にありますけれども、そこ省略しますと、私が思いますに、鹿島の中で、恐らくかつてのことは私、知りませんが、一応あきらめたと、行政的になったのは、やはりまだそこまで手を出すということじゃなかろうもんということではなかったかと思います。幾ら収入があるとか、まちづくりのためになるといっても、ボートのファンの方は大概が来んさったら、金なくなるまで舟券ば買んさっですよ。ついでに買い物するということ、ほとんどないですね、ファンの方は。最後、歩いて帰ってでんよかけんがていう話になっですよ。そういう方に、まちづくりのためにそういうのをつくって、たくさん来てもらうからどうなるかといったときの効果は、余り大きなものを期待してはいけないと、僕は思います。

だから、むしろ効果があるとすれば、開設した人のための収入源にはあるかもしれませんがね。となると、じゃあ、鹿島の市なり開設される、仮にまちづくり会社が、もうほかのことはないと、手段がないと、刀折れ、矢尽きて、もうおれたちや何もやることなかけんが、舟券売り場でも招致しようかねと、全く最後の最後的手段としてやるということであれば、いろんな検討の方策はあるかもしれませんが、私は鹿島市にはまだまだ町おこしの方策はあるし、皆さんエネルギー残っているし、みんなで知恵を出せば方策があるんじゃないかなと、だから、その一つの方策として、オラレなり馬券売り場でも、自転車近くでしよんさっけん、

場外売り場を誘致するというのは、方策としては決して否定はしません。法律で許されていますから、ハードルはありますけれども。これを市が先頭になってやるとなると、もうほかのことはみんなやめてということになるんですよ。もうこれしかないというぎりぎりの方策となったときのことじゃないかなと、私は思っております。したがって、その前にいっばい一生懸命やるべきことをやって、もう何でんかんでんだめになったというときにやる方策かなと、そういうふうに、とりあえず今は思っています。

そういう意味で、今、事務局で答えておりますのは、地域の人たちがそれはそれとして、どうしてもこれをやりたいという話になったときは、我々も御相談に乗りますし、アドバイスもしますが、市が先頭になるというのは、そういう条件にはまだなっていないかなという判断がされたんじゃないかと、そう思っています。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

ただいまの市長の答弁で、盛り上がりを持ちながらしていきたいと思えます。

それでは、瓦れき処理問題について質問いたしますけど、さっき樋口市長のあれでお聞きしましたけど、武雄市長の被災地の瓦れき受け入れ表明が大きく報道されまして、武雄市には電話やメールが殺到したと報道されております。鹿島市の状況はどうだったのか、電話などの件数やどのような問い合わせ意見が多かったのかを、またお聞きしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

ただいまの質問につきましてお答えを申し上げます。

瓦れき受け入れについての鹿島市への電話とかメール等でございますけれども、11月29日から1日まででございますけれども、電話につきましては57件、それからメールとかファクスでございますけれども、3日間で、これが27件あっております。ほとんどの意見が、瓦れきの受け入れに反対してほしいとか、やはり汚染されていない佐賀を守ってほしいというような内容の電話とかメールとかでございました。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

被災地の復旧、復興には、やはり我々も含め、全国からの支援が必要なことは当然であると考えております。瓦れき処理など難しい問題もあると思えます。この瓦れき処理も含め、被災地の支援のあり方をどのように考えておられるのか、よろしかったらお伺いしたいと思います。

います。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今、お話ございましたように、今度の震災、その影響、地域の問題として封鎖してしまうといいますか、閉じ込めてしまうということではなくて、今年の漢字でもありましたように、1字で、日本国民みんなが絆というようなことを頭に置きながら、みんなでしようと、これは基本的には必要ではないかと思えます。ただ、瓦れきの処理という、そこだけをとらえて議論をした場合には、私は2つポイントがあるんじゃないかと思えます。

1つは、瓦れきという言葉に対して、ごみなんですよ、端的に言えば。ごみですよ。そうすると、基本的には一般廃棄物だということで、処理は地元でできればやってもらいたいと、法律上はそういうことになっているわけですね。加えて、ここから先が一番のポイントなんです、放射能の問題がなかなか解決されていないと。だから、心配する人は汚染が拡大するんじゃないかと、本来汚染は広げてはならないと、除染をしないといけないということなのに、拡大をしてしまうと、ますます混乱をすると、その2つではないかと思えます。

したがって、余りに被害が大きくて地元ではどうしてもできないという話になったときには、本来国が前面に出るべきじゃないかなと、私は思えます。出て、まずは県内でどうするか、それができないときはどこまで県外に広げることが適当であるか、そういう議論をした上で、全国でどういう分担をするかというのを決めることが適当じゃないかと、そのときには、安全性の議論は必ず乗り越えないといけないんですね。その安全性の議論を乗り越えるためにやらないといけないことがいっぱい、今、残っていると、それを詰めないで8,000ベクレルですか、何かそういう基準だけつくったから、これは安全ですよ、だから持ってきましょうというのでは、なかなか国民全体の安全・安心の気持ちにこたえることができないんじゃないかと思えます。

原発事故の実態、今後の見通し、汚染の状況、いつ収束するんだろうかと、全体の処理するべき量とか、決まっていないことがいっぱいある中で、瓦れきの処理から手をつけるというのは、ちょっと順序が違うかなと、むしろ武雄の市長が非難されるべきじゃなくて、私は国が非難されるべきだと、そう思っております。とにかく安全・安心ということをもう少し早くきちっと始末をしてもらうということではないかと思っております。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

今、市長の話、よくわかりました。これまた広域行政の運営が円滑に行くためには、私も広域の議員として行っております責任もありますので、今後のこともありますので、ぜひ樋

口市長のほう、やっぱり樋渡管理者との連携をとって、きちんと対応してもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、荒廢地でありますけど、これまでも荒れゆく農地を目の前にして、新たな農業をしたい人の保護、退職者などの新規就農への勧め、グリーンツーリズム事業、新規作物モデル園、牛の放牧など、いろいろな対策を実施してこられました。

そこで、質問でありますけど、これらの耕作放棄地をつくらないための対策や事業をどのように進めてこられたか、また、その事業内容の成果、実績をどのように評価しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

まず、耕作放棄地に対する市の施策等でございますけれども、これまで圃場整備の実施とか後継者育成、農地の貸借、それとイノシシ対策等で事業をやってきたところです。

また、国では農業の生産活動の維持のための耕作放棄地の発生防止のために、中山間地の直接支払交付制度、それとか農地・水・環境保全向上対策事業、これらのことで耕作放棄地の防止に努めてきたところでございます。

市独自といたしましても、いろんな組織をつくって対応をしてきたわけですが、1つ例を申しますと、例えば、鹿島市の担い手育成総合支援協議会と鹿島市農業を考える会、それらの組織の立ち上げで耕作放棄地の解消に努めてきたところです。

また、ハード面では鹿島市独自で耕作地の再生事業に対して補助を現在いたしておるところです。

それから、農業したい人の確保等につきましては、これまでも新規就農者へのチャレンジセミナー等を開催して確保を図ってきたところです。それとか、就農支援あたりも行ってきました。

また、今年度から市外の方が市内に転入していただいて就農された方に、月額30千円を3年間を限度に助成をいたす制度をつくっております。それで、今、この市外からの市内に転入されて農業をされて、この支援活動事業を申請されている方が4名おられます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

とにかくやはり耕作放棄地をつくらないためには、いろいろな試験的な作物として、よいと思ったものは広げていって、どんどん耕作放棄地が減っていけば幸いだと思っております。

また、特にパイロット事業に莫大な事業費を費やして、樹園地として開発されたミカン園など、畑地の利用状況等をちょっとお聞きしたいと思っておりますけど、時間的なあれもありますので、この荒廃園の中がもうほとんど荒れ果てて荒廃したあれになっております。それで、私、12月議会でも質問いたしましたけど、荒廃した樹園地の山林、水源涵養林、保安林などへの転用の手続について簡素化の検討をするというお話でありましたので、その後の状況はどうなっているのかをお伺いします。

○議長（中西裕司君）

松浦農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松浦 勉君）

答弁の前に、先ほど農地の移動状況はどうなっているのかということで、先ほどは準備不足で申しわけありませんでした。まず、そのことについてお答えしたいと思います。

農地の移動につきましては、農地法の3条による売買と、それから農業基盤強化促進法によるあっせんによる移動というのがございます。

まず、3条による農地の売買状況ですけれども、ここに平成18年から22年までの資料がございますが、毎年大体30件ぐらいの農地の移動がっております。面積にしまして、3ヘクタールから5ヘクタール程度の農地が年間移動している状況です。大体は件数的にも面積的にも横ばいというか、上下はその年度によってかわっている状況で、特に最近減少しているというふうな傾向はございません。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転でございますが、これは佐賀県の農地公社を通じてあっせんをするという事業でございます。これも年間約20件から、多いときには60件程度変わっておりますけれども、面積的にはほぼ年間10ヘクタールの移動がっているという状況でございます。

さらに、経営基盤強化促進法での利用権設定の状況でございますが、これは年度によって非常に波がございますが、平成18年599件、平成19年531件、平成20年351件、平成21年391件、平成22年が356件というふうな状況になっているところです。

先ほどの山林原野化した遊休農地の制度的な簡易転用できないかというふうな御質問ですけれども、従来は当然山林に転用する場合は植林等の転用申請を出して受け付けをして、その証明のもとに法務局に畑から林地への地目変更の手続をなされておりました。今回、昨年質問以降いろいろ関係機関等に問い合わせてきたところですが、県内でもわずかな1市だけだったんですけれども、非常に荒れているところを農業委員の現地調査と農業委員会の審査で、周辺に影響を与えないというふうなところにつきましては、非農地証明書という通知を出して、それを法務局に届けて受理されているというふうな状況がございました。私のほうでも、法務局に問い合わせましたところ、その非農地証明書を通じて地目変更は可能という回答を得たところです。

そうでありましても、なかなか簡単に荒れたところが地目変更できるというふうなことが農家の方に、荒らしとっぎ、そのうち事務的に非農地にしてくるっばいというふうなことになるれば、そこにはますます荒れてくるというふうな状況もございますので、この件につきましては、今後、今年度以内に耕作放棄地のある農家の人に現在の放棄地の状況とか、あるいは今後の計画等を聞き取るような調査をする計画をしております。その結果を踏まえまして、今後、農業委員会や、あるいは庁内の農林水産課、税務課あたりともいろんな調整、協議を図りながら進めていかなければならないと考えているところです。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

やはり簡素化の手続はなかなか難しいということですね。転用手続がなされていない場合、荒廃地の固定資産税の課税は樹園地、畑等でかけられておられるのか、それとも、山林なのかどうなのか、例えばですよ、樹園地と山林では課税のための評価、課税標準額に違いがあると思っておりますけど、そこら辺はどうでしょうかね。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

今、荒廃農地についての課税についての質問でございましたので、お答えをいたしたいと思えます。

基本的には、先ほど農業委員会の局長からありましたように、農地転用の許可が基本でございます。それで、基本的に登記種目として認定しているのが、法務局に届けをされた課税地目で、樹園地についても畑で課税をいたしております。それから、田については、田という地目がございますので、それで課税を行っております。

それで、農地転用の許可が受けられて、まだ未登記というのも見受けられます。そういったものについては、転用の許可の地目によって現況課税をしている状況でございます。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

課税は現況でするのが本当じゃないかと私は思っておりますけど、何も実もならんところに樹園地で課税して、普通、畑で今登記登録のあれをおっしゃられましたけど、登録しとって、畑でしとって、小屋の建つぎじき税務課から来て課税ばさるっですもんね。そいぎ、やっぱり荒れたところも、さっと見やいたて、ぎゃん荒れとって何もなかないば、税金ば少のうなすが、一番安かあれで取るというのがほんなごとじゃなかかと思えますけど、そこら辺の見解はどうでしょうかね。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

ただいま議員からありましたように、現況によって課税をするというとらえ方を持たれた方、非常に多いわけですが、あくまでも課税地目の基本的な考え方につきましては、登記上の地目ということに限定をされております。それで、先ほど申し上げますように、農地から転用されて、あるいは宅地とか山林あたりに転用される場合、実際ですね、転用の手続どおりに、転用をすくなされればいいわけですが、しばらくの間、そのままの状態、農地の状態のままで維持される場合がございますが、そこについても転用の許可に基づいた、そこについては現況課税という形で取り扱いを行っております。

それで、今、議員御指摘のように、荒れた農地を随時原野とか山林ということで地目の変更をやっていたら、もう市の課税の基準というのが非常にあいまいになって、その結果、税収がかなり落ち込むという結果になりますので、あくまでも基本的な登記地目による課税というのを厳守いたしております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

今の税務課長の話を聞いておりますと、やはり農業委員会が主になって、早目にやはりこの登記を変えていってもらわないと、これ、言うちゃいかんけど、無駄な税金を払っていると、高額な料金をもう何年でん取いよって思いますよ。そいけん、そこら辺もやはり農業委員会のほうも考えて、皆さん方にこうやってして、早う登記ば変えてせんぎんた、高つか税金ばっかいいつまんでん取らるっですよということばしていかんぎんた、これもやはり必要だと思っておりますので、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、イノシシ対策についてですけど、今までいろいろな対策をイノシシ被害対策については進めてこられたと思っております。その事業内容等も大変評価をしておるわけですけど、狩猟免許と有害鳥獣捕獲員といいますか、その違いといいますか、その人数と違いをちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

まず、狩猟組合員さんと有害鳥獣の捕獲員さんの違いについて申し上げたいと思ひます。

まず、猟友会員さんは猟友免許をとられてですね、その免許とられたら、すべてが大体猟友会に入られているということで思っております。ただ、有害鳥獣に対する駆除組合員さん

につきましては、その猟友会員さんの中から、熟練された方を駆除組合のほうで指定されて、鹿島市全体のイノシシの駆除に御尽力をいただいているところでございます。

現在の人数でございますけれども、狩猟免許を取得されて、猟友会員であります、同数でございますけれども、現在65名の方がおられます。それと、その中から、有害鳥獣捕獲員といたしまして、現在24名の方がおられる状況でございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

私がなぜこのような質問をしているかというのは、市の狩猟免許取得費補助制度を利用して免許を取得され、県や市に猟友会費、税金も納めて、狩猟保険にも加入して、鹿島市の有害鳥獣捕獲員の指定を待っていたけれど、何年たっても指名されない、ちょっと最初の話と違うのではないかという方が何人かおられました。指名されれば、捕獲したイノシシ1頭つき10千円の捕獲報奨金がもらえますし、しかも、大体年間を通じて狩猟と捕獲ができる、指名されなければ何頭とっても1円にもならない、この不公平はなぜかという疑問の声もありましたので、これに関して何か見解がありましたらお知らせください。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

先ほど猟友会員と有害鳥獣の捕獲員さんの違いを申したわけですが、また、先ほど議員御質問の報奨金につきましては、議員おっしゃられるとおり、有害鳥獣の捕獲員さんに対して1頭当たり10千円の補助をいたしておるところでございます。その猟友会員の中にも、イノシシをとられる方ももちろんおりますし、また、鳥とか、そういうものだけとられる方もおられます。そのイノシシをとられる方につきましても、区分けが2つできるかと思っております。1つが、自分の耕作している農地ですね、その作物を守るためにイノシシの駆除をされております自衛捕獲者と言っておりますけれども、自分の農地の農作物の保全のための捕獲をされる自衛捕獲者、それと、鹿島市全体ですね、全体の地域の農作物の被害防止のために、鹿島市としてお願いをいたしております、正式名称が鹿島有害鳥獣駆除協議組合という組合員の方が両方おられます。

自衛捕獲員につきましては、あくまでも自分の自作農地を守るために狩猟免許を取得されて許可申請を市役所にさせていただいて、箱わなだけでイノシシを捕獲されている状況でございます。一方ですね……（「よか、ちょっと時間のなか」と呼ぶ者あり）

○議長（中西裕司君）

15番議員橋川宏彰君。

○15番（橋川宏彰君）

大体言わんとするところはわかりましたけど、やっぱり私たち素人考えでは、狩猟免許とれば、もうすぐにでも有害鳥獣捕獲員になって、イノシシしゃがとっぎんた10千円もらわるといふ、そのような単純な考えがあるわけですよ。それでやっぱり何のためとったとやというようなことにもなります。個体数を減らすためにも、やはり多くの方に、希望者に捕獲員になってもらうということが必要じゃないかと思っております。

10月のテレビ番組で、夜、買い物から帰る人をねらってイノシシが襲うという報道がございました。ねられる人は買い物袋を下げた人ばかりで、その袋の中においしい物が入っているということを学習したからだと学者さんがおっしゃっておられましたけど、やはり鹿島も個体数がこれだけふえてきますと、いつこんなことになるかもわからないということも踏まえて、やはりイノシシ駆除にはしっかりとこうやって皆さんの、この猟友会とか狩猟免許を持っている人たちの話を聞きながら、できるなら全員の方に捕獲員になってもらいたいと思っておりますので、希望者を募って、そういうふうにしていただければ幸いです。

何かコメントがありましたら、よろしくお願いします。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えします。

先ほども申しておりますとおり、有害鳥獣の駆除協議会の組合員さんに対しては、イノシシの農作物保全もですけれども、あと、先ほど今議員申されたとおり、例えば、人的被害、そういうのにもあわせて対応していただいております。ということで、できるだけ多くの方が駆除組合員になられて、報奨金、それとイノシシ駆除に従事していただくことを、私たちも願っているところです。

○議長（中西裕司君）

以上で15番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、6番議員伊東茂君。

○6番（伊東茂君）

皆さんこんにちは。6番議員伊東茂です。早いもので、平成23年も残すところわずかとなりました。この一年を振り返ると、日本の歴史につめ跡を残す未曾有の大災害、東日本大震災と、安全神話が崩壊した原発事故が上げられます。多くのとうとい命を奪われるとともに、避難所生活からいつ開放されるか見通しが見えない現状、はかり知れない被害の大きさと復興への道のりの厳しさの中、被災地の皆さんの悲しみを感じるとともに、憤りを覚えます。この現実を深く受けとめ、風化させることのないように今後も安心・安全な生活ができる国土づくりをしなければならないと思います。再び元気な日本の姿を取り戻すために、私たちにできる支援と地方からの活力の発信が必要です。

本市に目を向ければ、長引く景気低迷により依然厳しい経済状況ではありますが、うれしいニュースも飛び込んできました。9月、世界最大級のワイン品評会、インターナショナルワインチャレンジ日本酒部門で最優秀賞「チャンピオン・サケ」に浜宿の富久千代酒造さんの「鍋島大吟醸」が選ばれたことです。このことを契機にとらえ、今後市内にもたらす波及効果に期待が膨らみます。小さな町での快挙に、県内はもとより全国から注目される本市は、飛躍への転換期を迎えているのかもしれない。鹿島市が目指す都市像、みんなが住みやすく暮らしやすいまちの推進とともに、活力、活気、元気のある鹿島のまちづくりに全力を注ぎたいと思います。

それでは、通告をしておりました3項目について質問をいたします。

まず1項目めは、子育て支援の一環として、笑顔あふれる子どもたち（魅力ある学校生活を過ごすため）に、小中児童・生徒の不登校問題について質問をいたします。

本年度、決算審査特別委員会でも私は取り上げましたが、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因や背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況に当たるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由を省いたものが不登校児童・生徒であると文部科学省は定義づけをしております。法律で定める教育を受ける権利のある国民は、義務教育である小・中学校で基礎的理解力や公正な判断力を養うことで心身とも調和的な発達が図られることとなります。将来の国家や社会を形成してもらうためにも、義務教育の9年間で健やかに有意義に過ごしてほしいと念じます。

しかし、学校に登校できない子どもたちにはさまざまな原因があるため、解消するためにどうすればいいのか。今回の質問のため調査をすればするほどこの問題は深く、解決には多くの人の支えがなければ自分の意思で登校を再開することが困難と感じます。解決の糸口を見つけるためにも考えていきたいと思えます。

まず、1点目の質問として、市内小・中学校での不登校の現状をお聞きしたいと思います。過去5年間での市内小・中学校での不登校児童・生徒の数をお答えください。

次に、どの子にも起こり得ることと考え、担任の先生には子どもたちへのきめ細かな観察と不登校に対する基本的な理解が必要と佐賀県教育委員会がまとめた不登校への対応策、支

援のポイントや有効な手だての中にも明記されています。県のデータでは、小学校卒業後、中学1年で数が急増をします。予兆をいち早くキャッチし、不登校を未然に防ぐため本市教育委員会は学校への指導をどのようにされているのかお聞きいたします。

次に、教育関係においての心理相談業務に従事する心理職専門家による支援状況について質問をいたします。

文部科学省の不登校に関する施策として6項目があります。まず、学級活動や学校行事等の特別活動を充実させることとして、学ぶ意欲をはぐくみ進んで登校したいと考えるような学校づくり、2つ目が、体験活動の推進、道徳教育の充実として心の教育の充実、3番目が、教員養成課程における生徒指導、教育相談等に関する内容の充実として、教員の資質向上と指導体制の充実、4番目が、関係機関の連携による地域支援サポートシステム、学校、家庭、地域の連携、5番目が、スクールカウンセラーの配置の拡充や心の教育相談員の配置等により教育相談体制を充実することとして、教育相談体制の充実が5番目に上げられています。そして最後に6番目に、不登校児童・生徒に対する柔軟な対応策として、教育支援センター適応指導教室の整備、スクーリングサポートネットワーク整備事業、教育支援センターや民間施設などの学校外での指導を受ける場合に出席扱いについての措置、そして、中学卒業認定試験における受験資格の拡大及び高校入試における配慮などの施策を上げています。

そのような中で、教育機関の中での言葉に、先ほど述べたように、スクールカウンセラーやスクールアドバイザー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員などがありますが、鹿島市の小・中学校に配置されている心理相談専門員の数と各専門員の活動内容をお答えください。

2項目めは、一次産業における厳しい現状への支援について質問をいたします。

本都市議会には、農業の専門家や漁業の専門家もいらっしゃいますが、私なりの意見と質問をさせていただきたいと思います。

まず、農業において最大の関心は、先ほど橋川議員からも質問があったように、TPPへの交渉参加の表明から今後の国政レベルでの交渉の行方です。

関税が撤廃となれば日本の農産物への打撃ははかり知れないほど大きく、生産者は苦しい境地に立たされることとなります。国内食料自給率の向上を目指してきた目的は一体何だったのか疑問に感じ、TPP参加交渉は国内農業の危機であることは間違いないと考えられます。基幹産業を一次産業ととらえる鹿島市にも今後さまざまな影響が出てくると考えます。

今後予断を許さない中、本市においては、ことし秋口に出荷された早生ミカンに日焼けの被害が700トン以上出ております。技術指導員の方にお聞きすると、ことしは豊作傾向だったものの、8月お盆までの雨、その後気温の高さにより発生をしたと説明を受けました。生産技術は向上しているものの、天候不順にはかなわず、販売価格にも影響が出て、生産者の手取り収入も厳しいものとなっています。

担当課にお聞きをいたしますが、今回の被害に対する対応をどのようにされているのか、お答えください。

次に、漁業に関しての質問ですが、国営諫早湾干拓事業をめぐり、潮受け堤防、排水門を2013年12月までの常時開門を命じた福岡高裁の履行が迫る中、開門調査の内容、全開か制限開門かなど、漁業者の不安は高まります。

佐賀県有明海沖に10月中旬、ノリの種つけが始まりました。ここ数年販売枚数、販売金額ともに好調の中期待をされていました。しかし、11月に発生した赤腐れ病は東部から中部、西部へ拡大し、秋芽網を今月中旬での撤去を余儀なくされる事態となりました。樋口市長も11月26日、漁業関係者と現状視察をされていると聞いております。入札が行われた1回目は、前年度と比べ5割程度、2回目は3割程度と入札会も低調な結果となっています。今後資材費の支払いを考えると大変厳しい現状です。行政の対応を求める声も聞かれています。厳しい現状と今後の対応についての御答弁をお願いします。

3項目めは、地元の特色を生かした6次産業と観光戦略について質問をいたします。

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され5年が経過する浜の重伝建地区、有明海の河口にカヤぶき、かわらぶきの町屋が混在する職人町として栄えた港町・在郷町、現在の庄金・南舟津地区と宿場町と酒造場により発展した白壁土蔵の酒蔵が多く残る醸造町、通称酒蔵通りから形成されており、ほかに例のない重伝建地区として高い評価を得ています。建物の履歴修復も順調に進み、大型バスでのツアー客、週末にはカメラを携え散策する観光客の姿も年々ふえてきています。地元のボランティアガイドの皆さんも旅の思い出づくりの一役を担い頑張っていただいております。観光直売所や食事どころの充実も今後の課題ではありますが、地元では現状に甘んずることなく、次なる観光戦略を検討しています。

冒頭に紹介した鍋島のIWC「チャンピオン・サケ」でさらなる注目を受ける町でどぶろくづくり、新たな環境自然の開発に乗り出したいと考え、ことし9月から勉強会を開催し、準備急いでいます。

平成22年6月18日に閣議決定された新成長戦略元気な日本復活のシナリオに地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の選択と集中の観点を最大限生かす総合特区制度が創設されています。総合特区と構造改革特区がありますが、地域を活性化させるために構造改革特区によるどぶろく特区の取得を目指す提案をいたします。

新たに、どぶろくを観光客に提供し、さらなるファンづくりとリピーターをふやすこと、加工品として和菓子や洋菓子、漬け物など本市が進める農商工連携による6次産業へと波及効果は広がると考えています。

まず初めにお聞きしたいのは、特区取得への申請から認可を受けるまで必須条件があると思いますが、お答えをいただきたいと思えます。

次に、酒蔵ツーリズムと分散型イベントの融合と連携についてですが、この秋に設立され

た鹿島酒蔵ツーリズム推進協議会、市内6酒造場がお互いに刺激を受けながら連携をとり、酒の名産地鹿島を発信する取り組みは皆が期待を寄せるところです。点在をしていた酒蔵が線で結ばれ町を取り囲むようになり、新酒まつりの共催、酒蔵ツアーなど日本酒ファンのみならず、多くの観光客が鹿島を訪れる機会がふえると思います。

現在、市内で年間開催されるイベントは、鹿島の三大イベント、ガタリンピック、鹿島納涼花火大会、鹿島おどりのほかにも地域の特色を生かしたイベントがあり、多種多様となっています。地域の活性化の源であり、素晴らしいことだと思っています。

ただ、残念なのは1日のみの開催がほとんどです。悪天候の場合は中止となり、準備に費やした時間や費用など問題が残ってきます。幾つかのイベントを組み合わせ、滞在型イベントが一つでも実現できないか、担当課の考えをお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問といたしまして、この後は、答弁後、一問一答にかえさせていただきます。執行部の方、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（中西裕司君）

答弁を求めます。中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

私のほうからは、笑顔あふれる子どもたちと題して3点お聞きでございましたので、お答えをしたいと思います。

まず、過去5年間の市内小・中学校での不登校児童・生徒数についてお答えをします。

文部科学省の定義づけに基づいた不登校児童・生徒数は、平成18年度が小学生で7名、中学生で32名でありました。その後、小学生につきましてはほぼ横ばい、中学生については減少傾向にございまして、平成22年度は小学生が7名、中学生が21名というふうになっております。

続きまして、2点目の不登校を未然に防ぐため学校がどのようにしているか、また3点目にお聞きでございました心理相談専門員の数と活動内容について、まとめてお答えをしたいと思います。

本市では、不登校対策として、数多くの人的配置を行っております。まず、スクールカウンセラー2名を配置しております。児童・生徒の臨床心理に関し、専門的な知識経験を有して臨床的立場からアドバイスをするものでございます。スクールソーシャルワーカー、全中学校に計10名を配置いたしております。問題を抱えた児童・生徒に対しまして、問題解決に向けてコーディネーターとしての役割をするものでございます。それから、教育相談員、西部・東部中学校兼務で1名を配置いたしております。休み時間などに生徒と気軽に触れ合いながら話し相手となるものでございます。そのほか、生徒のさまざまな悩みに対しまして、相談に応じて助言する心の支援員、これを7名、それから学力不振から不登校となるケースもございまして、それら児童・生徒に学習の手助けをする学習支援員を10名など、人的に

多く配置することによって不登校対策に取り組んでいるところでございます。

また、各学校には、教育相談担当者というのが決められておりまして、不登校に対する対応をコーディネートするものでございます。不登校の兆しが見られる場合には、教職員や支援員等から教育相談担当者にその情報が集められます。それを受けて管理職、あるいは担任の先生、スクールソーシャルワーカーなどによるケース会議を開催しまして、教職員、支援員などによる声かけ、あるいは家庭訪問などを実施いたします。これは不登校児童・生徒に對しましても同様で、教育相談担当のもと現状分析を行い、電話、あるいは家庭訪問、学習指導などを行っているところでございます。そのほか休み時間に自由に使用できるリフレッシュルームを設置いたし、スクールカウンセラーや心の支援員との触れ合いの場づくりをしているところでございます。

また、保護者に対しましても、保護者の思いや悩みを定期的に語り合える親の会を設定したり、スクールカウンセラーや養護教諭の助言を聞いたりするなど保護者の居場所づくりにも取り組んでいるところでございます。

このような取り組みによりまして、学校復帰、あるいは精神的に改善が見られる生徒・児童も出てきております。各学校もその成果を実感しているところでございます。

引き続き、教育委員会といたしましては、不登校解消に向けてさまざまな取り組みを行い、また、拡充してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

私のほうからは2点についてお答えをいたします。

最初に、早生ミカンの日焼け被害とその対応についてお答えいたします。

今年度の早生ミカンの状況でございますけれども、表年にもかかわらず生産量で2,743トン、前年対比で90%、販売金額で418,893千円、前年対比で78%、それと、キロ当たりの平均単価でございますけれども、152.67円と前年対比86%、すべてにおいて前年割れをいたしているところでございます。

この原因といたしましては、特に梅雨前後から8月までの日照不足が影響し、落下が助長される結果となり、数量減の一つの要因となったと思われます。また、降雨が続きますと、糖度、酸度とも低い傾向で、果実の肥大も促進されてブランド率の低下につながったのではないかと考えております。

さらに、議員申されましたとおり、8月下旬からの一転した高温、高日照によって日焼け被害の発生を助長しまして、700トン以上の被害があるところでございます。

今回の早生ミカンの日焼け被害に対する対応といたしましては、生産者、農業団体、行政

が一体となって気温管理の徹底による樹体の管理技術向上のための指導実践の方策、それと関係機関で構成します果樹山地構造改革の実践を確実に行っていただいて、競争力のある山地の再興が必要であると思っております。

また、自然災害を受けやすい果樹の被害の損失補てんとして果樹共済がございますけれども、この加入率が低いので、これらの共済の積極的な加入促進も図るべきと考えているところです。

続きまして、秋芽ノリの赤腐れ病の発生によります漁業被害等のその対応についてお答えをいたします。

まず、赤腐れ病の発生の経緯につきましては、10月13日に網張りを開始されまして、順調に生育をしておったところでございます。しかし、11月7日に赤腐れ病の原因であります赤が有明海全域で肉眼視できる状況まで発生いたしまして、赤腐れ病が危惧され始めました。その後も水温が高かったことと降雨による海水比重の低下によりまして病気の拡大を招いたものと推測いたしておるところでございます。

次に、被害について申し上げますけれども、11月24日と12月7日の2回に分けて入札が行われております。昨年度と比較して申し上げますと、鹿島支所管内で販売枚数は約3,200万枚で、昨年対比65%の減、販売金額は約381,000千円で67%の減となって、販売価格での減少額は約765,000千円となっております。この結果から例年にない漁業被害が発生していることがうかがえます。

このような自然災害に備えて、市内のすべてのノリ漁業者は農業共済及び積み立てプラスという2つの共済制度に加入されているということでお聞きをいたしております。この制度は、直近5年間のうちの最高と最低を除いた3年の平均生産金額を基準金額といたしまして、年度の生産金額が基準金額の9割を下回った場合に積み立てプラス、さらに8割となりますと、漁業共済の補てんの対象となる制度であります。今後例年より早く年内に冷凍網の張りつけを行われる予定であります。今回の冷凍ノリにおいては、品質のよいノリがたくさん生産向上できますことによって、この共済制度の対象にならないようなことを切望しているところでございます。

○議長（中西裕司君）

橋口農林水産課参事。

○農林水産課参事（橋口 浩君）

私のほうからは、特区取得への必須条件ということでお答えをさせていただきます。

特区制度につきましては、地域の実情に応じ規制の特例措置を導入する特定の地域を設けることでございます。どぶろく特区につきましては、特例措置法707の特定農業者による特定酒類の製造事業として位置づけられております。酒税法第7条第2項の最低製造数量基準年間6キロリットルが適用されないというふうなことでございます。

特区の製造免許を取得するということにつきましては、地域内で農業をみずから営んでいること、それと、みずからが民宿やレストランを運営していること、それと、みずから生産した米で製造する、この3つが最低要件というふうなことでございます。特区を取得するに当たりましては、この要件を満たすことは必ず必要でございますけれども、特定農業者等のやる気が一番求められるということとなっておりますので、地域内の機運と熱意というのが最低不可欠になってくるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

幾つかのイベントを組み合わせ、滞在型イベントが一つでも実現できないかということについて、1つの例として第1回鹿島酒蔵ツーリズムを考えているところでございます。来年の3月24日の土曜日と25日の日曜日の2日間を計画いたしております。肥前浜宿の浜と酒まつりに合わせた形の開催となっております。そのときに6蔵をめぐるツアーを企画したいとしております。また、そこで本来ならば3月の第2日曜日に開催予定でありました発酵祭りも同時開催していただけるようになっております。あわせて、中心市街地では町なか博物館事業なども同時に開催したいと思っております。また、この時期は桜が咲き誇る季節でもございます。

このように、その2日間に幾つかのイベントを組み合わせ、酒蔵ツーリズムを盛り上げ、鹿島市を大いにPRしたいと考えているところでございます。

さらに、3月24日には、県の植樹祭でありますグリーンフェスタ in 鹿島市が中木庭ダム周辺で開催されます。1,200人規模のイベントであると聞いております。そこにも鹿島市をめぐっていただけるように呼びかけをしたいと思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は1時から再開します。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（中西裕司君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

1回目の御答弁ありがとうございました。ここからは一問一答でいかせていただきます。

まず、教育、不登校の問題についてでございますが、先ほどの御答弁では、教育指導員等

も非常に人数的もですが、いろんな種類の相談員の方々を配置されていると、そして、過去の5年間を見て、特に中学生が減少をしてきているという実感を教育委員会としては感じていらっしゃるのでしょうか。しかしですね、まだまだ私はこれは問題があると思っております。これからの質問としては一問一答でいきますが、まず、不登校になる月別のデータでは、特にやはり4月の入学時から進級学時後の5月から6月にかけて、また、夏休みなど長期休暇、このあたりがあけたころにふえる傾向がありますが、ここに対しての対策はどうされていますか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

進級時、あるいは夏休み明けと、言うなれば環境が変わったときに休みがちになるということでございます。その対応として2つ、まずはそういうふうにならないためにどうするか、また、あとなったときにどのように対応するかということであろうというふうに思います。

まず、ならないために、まずは児童・生徒自身の対応能力を上げることが大事じゃないかというふうに思います。そのためには、専門的なメニューもありますので、そういったメニューを使いながら、社会性を高めるといようなカウンセリング、あるいは能力開発を行うということだろうというふうに思います。また、次になった後の対応でございますけれども、先ほど1回目の御答弁でも申し上げましたけれども、それと、ダブる形になるかと思っておりますけれども、学校と家庭の連携だろうというふうに思います。休みがちの子に対しましては家庭訪問、あるいは補習授業、あるいは保護者への働きかけなどを強化していくということになるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございました。もちろんそうなったときの対応として、学校と家庭との連携、これを本当に、不登校のこと以外でも通常の学校生活の中では必要だと思っております。

先ほどおっしゃったとおりに、環境が変わればやはりそういうふうな傾向が高いというのは県のデータでも出ているわけですけど、佐賀県がまとめた不登校支援調査研究プロジェクト、ここに有効な手だての中にも書いてありますが、この中の成功例として、小学校1年から中学校3年生までの個人記録表を記入していただいて、それをずっと中学校まで渡していくということと、あと教職員間のワークショップを開いていく、こういうふうなことも書かれております。市内の小・中学校、こういうふうな点については、現在そういうふうと同じ

ようにやっていたらいいのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、中学校1年生の環境の変化などから不登校が全国的に急増するという傾向にあります。本市では、中学校1年生の不登校対策といたしまして、小学校と中学校の連携を強化いたしているところでございます。小学校6年生の担任が小中連携個表という呼び名をしておりますけれども、そういった表を作成いたし、生徒の特徴であるとか、出席状況と学校生活の状況に関する情報を中学校へ提供するというをやっております。また、小学校と中学校の連絡会議を定期的に行いまして、小学校時の情報が中学校の教職員と、言えれば共有できるということもまたいたしているところでございます。

また、ワークショップというお話がございましたけれども、先ほど1回目の答弁の中でスクールソーシャルワーカーの任務の中でコーディネーターとしての役割をいたすということで、非常にこのスクールソーシャルワーカーの存在というのも大きなものでございます。情報を分析いたしまして、その子に対してどういった行動をとるかということでございますので、そういった大きな任務を担っておりますので、各ほかの学校の例もでございます。そういったことで定期的にスクールソーシャルワーカーについてはお互い、すべてのスクールソーシャルワーカーで定期的に研修会等を行っているところです。

また、鹿島市いじめ不登校対策委員会というのがございます。各学校の言えれば担当の先生が構成員となっておりますけれども、その中でも随時定期的に行いまして、そういった情報については共有できるようなシステムというふうになっております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今の御答弁の中で、スクールソーシャルワーカー、重要な立場にあるというふうな御答弁が入ったと思うんですが、今こういうふうに鹿島市いろんな教育、心理相談専門員の方、この中に私これも決算のときにお聞きをしたと思いますが、緊急雇用、こちらのほうで予算化されている部分もあると思うんですが、今後もこれは継続的に一番最初にお答えいただいた数が来年度以降も確保できると考えていいんですか。心理相談員の数は、どうなんでしょうか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

現在、緊急雇用で雇用している支援員というのが約40名程度おります。これは先ほど言われたように、緊急雇用基金創出事業で手当ををしているところです。これが今年度をもって終了するという事はもう既に、3年前始まったときから決まっていたことでございます。来年度の予算編成で、原課といたしましては何とか続けたいなというふうに思っていたところでございますけれども、幸いにして緊急雇用が来年度も行われると、ただ、数についてはちょっとわかりませんよと、ほかの自治体との兼ね合いもございまして、その分ことしとひとしくそういった財源が来るのかというところについてはまだ確定をいたしておりません。原課といたしましてはできるだけ、先ほどの1回目の答弁でも拡充をしていきたいというふうに申しました。これは財源ですので、そういった基金事業を使うのか、また、ここで言っているのかわかりませんが、財源ですから、単費というようなこともあろうかと思えますけれども、そこは今後財政当局とも話をしながら、原課といたしましてはできるだけ拡充をしていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございました。ただ、ちょっとびっくりしたのは、40名の方が緊急雇用でこういうふうに今学校で働いていらっしゃるということです。

1回目の答弁にあったように、ここ5年間だんだんと、小学校の不登校児の数はそんなに減っておりませんが、中学校が大分減ってきているというこの傾向はこういうふうな支援が充実してきたからということも間違いはないところだと思うんですね。来年度延長になったからいいようなものの、基本的にこういうふうに、子育て支援に関しては固定的に毎年予算をつけるのが必要だと思いますが、教育長このあたりどう思われますか。

○議長（中西裕司君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

鹿島市ではですね、スクールソーシャルワーカーを初め、学習支援員とか心の支援員とか、ほかの市町にはないような、さっき言いましたように四十数名人的な措置を積極的に行っている。これはもう確実に効果をなしているということは、もうこれは事実としてあるわけですね。やっぱり学校の中に大人をたくさん入れるということがどれだけ効果が大きかったかというのは私自身痛感をいたしております。正直なところ、今の人数、あるいはさらに拡充ができればというのは同様な思いであります。ただ、それをいつも頼りにしているわけには

いきませんので、今やっている事業の中で幾らか少なくなっても、そういう人的な措置が少なくなってもやれるためのはずみをつける期間ではないかというふうに思います。

そういう意味で、そのかかわる者が、学校の先生方を初め、保護者も含めてこの時期に力をつけるといいますか、そういうところがこのねらいの一つであろうというふうに思っております。それにかわるものとして、人的な数字以外のものとして、先ほど言いましたように、これは鹿島市は早くから始めたんですけれども、小学校からの情報を共有し合うといえますか、これをピンポイントでちょっと個別の情報を小学校と中学校が共有し合って、より具体的に対応ができるような体制とか、あるいは同じ悩みを持つ親さん方だけの会合を持って、ちょっと失礼ですけど、自分の子供ばかりではないとかですね、あら、同じやったねとか、そういう心の安定を図るような手だてもあわせて今やっておりますので、その辺、総合的に効果をなしていけばなというふうに思っております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今まで私が質問したのとちょっと今からまた質問するのが重複するかもわかりませんが、親御さんですね、子供がもしそういうふうな状態になってしまった、そうなったときに、やはりお母さんでありお父さん、それとか、このごろ私のほうに相談に来られたおじいちゃん、本当に胸を締めつけられる、自分がかかりたいような気持ちだという、やはりおっしゃいます。もちろん本人も非常に苦しい立場にはあるんですが、その周りの家族の方にも本当に大変な心痛が起こってくるというふうになります。

もし、先ほど私が言ったように、自分の子供がまさかというような不登校、学校に行きたくないというふうになったとき、もちろん心理相談員の方、いろんな方がいらっしゃいますが、最初、親御さんはやはり戸惑います。そこのあたりで学校側から保護者に向けたですね、もしそういうふうな何かを、自分の子供がシグナルを出してきたような気がしたとき、そのときにどういうふうに手順を踏んでちゃんと対応をしていったらいいのかというようなマニュアルというのは、保護者に対して配られたことはあるのでしょうか。

○議長（中西裕司君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

例えば、小学校と中学校のつながりは、先ほど申したようなことで、いわゆる中1ギャップというのをできるだけ取り除くようなことで、これはかなり効果を上げております。例えば、今の1年生、334名中学校1年生おりますけど、今現在1年生は2名だけが不登校ということで、これは数字的にも今やっていることが効果をなしているかなと思います。その陰にはやっぱり、何と申しますかね、日ごろの配慮といえますか、例えば日々の顔色をしっかり見

てやるとか、あるいはしぐさに注目をするとか、ちょっとした心の揺れ、あるいは発せられるサイン、こういったものを見逃さない、こういうことはもう、何といたしますか、観察力といたしますか、注意力といたしますか、そういうものを持つような先生方の力量、これが非常に重要になってきます。その中で、市のほうから派遣している支援員さんとの力とかですね、あるいは用務員あたりも含めて、学校における全体がそれに総がかりでかかると、それがまず学校の総動員体制であろうと思います。

そこで、保護者に対しても、これはこれはもう、自分の子供がそうなったらだれだってあせりとか、一刻も早くというのがあるわけですから、そこを安心してもらえるようなといたしますか、例えば電話、あるいは家庭訪問、これをタイミングを見ながら絶やさないとか、こういうような地道な積み重ねをやっていくことがやっぱり家庭への協力を得て、また、家庭との連携を深めながらやっていっての効果というふうになってくるのではないかというふう

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございました。今、教育長がおっしゃったように、小学校に限らず中学校の先生方も非常に仕事の量が多い、そういう中で子供たちにもしっかりと目配りが必要だということ、ただいまの答弁の中に教員の方の力量という言葉が入ってきました。もちろんこれは必要だと思いますし、課長からも答弁があったように、学校と家庭との連携、地域との連携、これは皆さんよく耳にする言葉であり、それを実践されているとっております。しかし、やはりこれはゼロにはなかなかいかない。

このテーマの最後として、もう一度教育長に御質問をしますが、最大の原因をどこと、もしくは何と考えていらっしゃるのか、その原因対策と今後新たに必要と考えられる行政からの支援施策を何だと、もう長い教育生活といたしますか、教育長ももう10年以上になるかと思っておりますが、その中から培われたことがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中西裕司君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

私も現場の教員でありましたので、私が担任している子供の中にもおりました。しかし、もうずっと前ですから、今のようにあんまり話題といたしますかね、何といたしますかね、切実感みたいなものがまだあんまり叫ばれないときだったんですね。だから、どうですかね、よく言われるが、昔はなかったとかですね、おいどんが時分なおらんやっただってんなどいうことをよく言われるでしょう。本当になかったどうかはちょっとわかりませんが、全くゼロではなかったにせよですね、ある意味では言い当てているんじゃないかなというふう

な思いはあります。

というのは、不登校の要因をとということですが、あえて表現をすれば、心身の不調ということになるとうふうに思います。しかし、それが昔はなくて今はあるという、この現実をとらえてみると、やっぱり大きく変化をした社会そのものの問題、これ断定はできませんけれども、大きなウエートを占めているととらえざるを得ないではないかなとうふうに思っております。

例えば、対人関係の希薄化とか、競争社会とか、あるいは経済状況、不況、あるいは親子関係、こういったものがどれもこれもかつてとはもう様が変わりをしているというような要素もありまして、原因になるものが非常に複雑多様化といいますか、ますます混迷度を増しているといいますか、これは私なりの率直な要因として思いであります。

ではどうすればよいかということで、策はということですが、子供たちの生い立ちとか、性格とか、何といいますかね、置かれた環境というのは非常にまちまちですね。だから、だれにでも共通する策というのはないのです。なくて当たり前ですよ、ケース・バイ・ケースで違うんですから、実態が違うんだから。原因はこれだと特定できないのがこの不登校問題の深刻さであろうとうふうに思います。

外的な傷であれば、もちろん治せるわけですが、やはり人の内なるものへの働きかけ、この難しさ、非常にこれが、何といいますかね、厳しい状況にあらうと思っております。

しかし、あるときちょっとしたきっかけで好転したりすることがあるんですよ。例えば、お母さんがちょっと言葉を優しくされたらある日から登校できたり、何か環境がちょっと変わったら、そういうやっぱり待ちの姿勢も必要だと思っております。しかしまた、卒業して大人になって吹っ切れたりすることもあるわけですよ。だからといって、小・中学校時代にほったらかすわけにはいかないわけだから、その今手だてをやっているわけです。

そのためには、私は子供たちを預かる学校の先生方がやっぱり信頼される先生でなければならぬと思います。それから、それを含めて、安心できる学校づくり、これが基本だと思います。その上で家庭とか地域での理解、見守り、これを今さっきからありましたように、支援員等をできるだけ多く配置してやっておりますけれども、どちらかという、対症療法的なことなんです。現実的には必要な支援策をあわせてやっていかなければなりませんけれども、さっき言ったようなことがしっかりしないと、いわゆる根幹にかかわる手だてというのはなかなかやれない。したがって、私のスタンスとしては、もう丁寧に粘り強く続けていくと、これしかないと思っています。したがって、これが対策の基本、基礎基本であって、最大の支援策ではないかとうふうに思います。

議員御懸念の思いを十分私も受けて今後かかりたいと思っておりますが、さらに肝に銘じて取り組みを進めてまいりたいとうふうに思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

小野原教育長ありがとうございます。しっかりとこの問題についても私も続けていきたいし、また、行政側、それから教育委員会としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の農林水産課のほうに関係する質問ですが、課長のほうから1回目答弁をいただいたのは、ほとんどが聞いておりますと共済に任しとこうかいと、そういうふうにも聞こえるんですが、もちろん、もしものときのために農業関係者も漁業関係者もさまざまな共済に加入をされて、そして、もしそういうふうな価格が非常に下がったときとか、もしノリのその生産枚数が非常に落ち込んだり、販売金額が落ちたときには、その共済というので補てんをしていくというふうなことはわかります。そういうふうなことも必要だろうと思いますが、私がお聞きしているのは、行政としてこれからこの鹿島市、この本市単独の支援策というのを協議しているのかということをお聞きしているんです。そちらのほうの御答弁をお願いします。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

鹿島市独自の支援策についての御質問ですけれども、こういう被害に対して、市がどこまでの被害に対して支援すべきか、また、どういう形で支援すべきかという、そういうことをまた今後協議をしていきたいということで思っております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

10月の早生ミカンの被害、それから、ノリも秋芽ノリという、この後、冷凍網もあるわけですから、今担当課としてもどういうふうな対策をするかというのは、まだ出てきていないかわかりませんが、先ほど御答弁いただいたように、協議はしっかりとしていきたい、今後ですね。

できれば、ノリについては冷凍ノリで今までの悪かった分を取り戻していただきたいという気持ちは本当に大いにありますが、もしものときには、また3月議会で私は質問させていただきます。

それでは、その次に農業に関してですが、TPPは非常に大きな問題ですから、ちょっとここではお話しませんが、今国や県、市、対策や支援の中に、農家の高齢化が一つの問題

となり、高齢化に伴う労働力の支援、それから地域、人材の育成支援事業、鹿島ではアグリヘルパー事業というふうなのがございます。これは先ほどの指導員の方からお聞きをすれば、非常にこれはいいよと好評を得ているわけですね。ただ、これも先ほどの教育問題と同じですが、これも緊急雇用の基金からの事業なんですね。これは来年度以降こういうふうな労働力支援の事業というのは継続して行われるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

来年度のアグリヘルパー事業が継続してなされるかどうかというお尋ねですけれども、先ほど緊急雇用の事業につきましては教育次長から答弁があったとおり、今アグリヘルパー事業につきましても県に要望している段階でございます。県に要望している段階でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。好評を得ている事業ということですから、ぜひとも継続的なものをお願いしたいと思いますので、強く県のほうにも要望を出していただきたいと思います。

次に、漁業に関してですが、漁業の環境の保全として、海底耕うん、それから航路のしゅんせつが漁業者からは要望が出ています。本年度、県並びに本市のこの事業に対する取り組み状況をお答えください。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

最初に、海底耕うんにつきまして申し上げたいと思います。

海底耕うんの実施につきましては、現在のところ市での実施はしておりません。ただ、県のほうで平成13年度から継続して毎年6から7平方キロメートルにわたりまして耕うんが実施されております。これは有明海全体を対象にした事業でございます、主に有明海湾の中央部付近が対象となっておりますでございます。

耕うん箇所ですけれども、県内沖を順々に行ってもらっておりまして、今年度は鹿島市沖及び太良町沖を行っていただきまして、来年度は有明海中央部を予定されておるところでございます。さらに、小規模で試験的な取り組みといたしまして、太良町沖でも貝殻散布による混合耕うんの事業が実施をされております。

続きまして、航路しゅんせつにつきまして申し上げます。

以前より塩田川と鹿島川河口域のみお筋におきまして濁土が堆積し、河川からの流れが鹿

島市支所管内の漁場へ向かわなくなっているというような報告があっておりました。このために県に相談いたしまして、現場確認を行って、今年度から県によります海流調査、それと現場測量等を行われているところであります。

今後ですけれども、その調査結果に基づきまして、平成25年度からですけれども、作濤等の実施も県のほうでしていただくようになっております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

御説明ありがとうございます。

それではもう1点、先ほどの航路しゅんせつに関係することですが、本年度、浜川の改修促進期成会が佐賀県に要望しておりました浜川河口に堆積をした中州の除去に関する現地調査がことし11月に県土づくり・河川砂防課と、それから本市の担当課長同行のもと、私もそこに同行いたしました。行われましたが、その後、県からの回答はあったのか、また、進捗状況はどういうふうになっているのか、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

浜漁港内の潟土のことですので、漁港は私のほうで担当しておりますので、私のほうからお答えをいたします。

堆積潟土につきましては、推定ですけれども、約4万立方ぐらいの潟土が堆積しているところだと思います。莫大な量ですので、また、積み込み運搬、処分、土壌改良処分ですけれども、こういうのにも相当の費用が要するところがございます。

県のほうの考え方といたしましては、堆積土が河川区域外の海域ですね、浜漁港内に堆積しているということで、河川事業としては実施が難しいというような考えでございまして、今県の漁港の担当と河川砂防関係の担当課のほうで協議をいただいている段階でございまして、まだ回答があっていない状況でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

今課長から御答弁いただいた分は、当日もそういうふうなことを河川砂防課の課長はおっしゃっていて、全く進んでいないというふうに私は受け取れます。この中州がこういうふうにしたのは大体10年ぐらいであの高さまで上がってきました。その前は、花火大会、私も実行委員会しておりますけど、あそこにやぐらまで建てられるような状況で、まだまだ対岸

のほうはきれいに見えていたわけですね。これが10年の間にあれまでなった。これは漁業者だけじゃなくて、防災に関しても非常に危険なんですね。浜川の上流のほうから台風等で流れてきた場合、いろんな、雨量が非常に増して、そして流れてきた場合、これが北側、浜でいう北舟津、南舟津、両方ありますが、どっちのほうに流れて行くのか、もうここ数年で流れる方向が変わってきました。これはですね、今もう北舟津側にほとんど行くようになってしまって、非常にそこにヨシとか上流から流れてきた流木、これがたまって、毎年これ処理をしなくちゃいけないんですよ、漁業者が。これは非常に危険なんです。毎年そこを会場として花火大会を行っておりますが、もうできるだけ早くこれを何とかしていただきたい。もちろん海から出たものは海に返すのが本来の姿かも知れませんが、それが本当にできるものなのか、私はあれだけの量をまた海に戻すことができるのか、非常に私も心配になりますが、何としてでもこれは進めていただきたいと思いますので、課長もう一度御答弁いただけますか。

○議長（中西裕司君）

森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

お答えいたします。

潟ですので海にももちろん戻してできればいいんですけど、今現在、海洋投棄が禁止されておりまして、結局は潟土を陸に揚げにやいけないというような指導がっております。

今後ですけれども、県のほうと今協議されておりますので、その辺を聞きながら、要望は要望として市としても行っていきたいというふうに考えております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。よろしく願いをしておきます。

この後、商工観光課と産業調整室への質問がありますが、商工観光課のほうを先にします。

先ほどの有森課長の答弁は、私の2回目の質問まで答弁をしてしまいましたので、もう特別言うことはございません。

ただ、佐賀の佐賀城下ひなまつりというのも、これも少しずつ延びていって、地元の方の協力を得て、今1カ月近くの長期の開催となっておりますね。非常にやっぱりお客さん多いんですね。私も何回か行きました。エリアも広い。今回この酒蔵ツーリズムがまた協議会が発足をしたということで、さっきも言ったように、点から線、非常に鹿島を取り囲むこのラインができ上がって、その中でいろんなことをイベントをしていって、そして、今回は予算もつきましたから、花と酒まつりのときに同時開催でシャトルバスというふうになりますが、今後も人が回りやすいような、そういうふうなイベントの構成といたしますか、そういうふう

なのも考えていただきたい。

今、市内のイベントは、本当にいろんなところが主催をされているわけですね。基本的に鹿島市としては一部幾つかに助成金を払っているということで、基本的には各その実行委員会が協賛金集めで回っているわけですよ。私うちの店があるということもあるでしょうが、年間に5回から6回イベントの協賛金でいらっしやいます、いろんなイベントでね。それはそれでいいんですが、先ほども言ったように、もしせっかく頑張って準備されたのが一日で雨で中止というのは非常に残念です、これはね。だから、そのあたりも考えて、私はできれば季節ごとに幾つかそういうふうな大がかりというか、少しお客さんが滞在ができて、そして、ゆっくり見れるようなイベントを今後企画してもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。これは答弁要りません。

それでは、もう1つのところのどぶろくについてです。

先ほど橋口参事のほうから御答弁いただきました。必須の条件というのは3つあるわけですが、非常にどこでもできるようなことじゃないんですね。1つは、やはりレストランとか、民宿等が持っているかというところがあるんですが、浜の場合もいろいろそのあたりは考えております。そういう中で、申請の時期というのがどういうふうになっているのか、これをお答えください。

○議長（中西裕司君）

橋口農林水産課参事。

○農林水産課参事（橋口 浩君）

申請の時期ということの御質問ですので、お答えをいたします。

特区の申請につきましては、年3回というふうになっております。時期といたしましては、1月、5月、9月の3回というふうになっております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。残りもわずかになってきましたので、集中していきます。

年3回ということで、1月、5月、9月、私たちも1月はまず無理だからできれば5月か9月ぐらい、このあたりに申請の時期を持っていきたいなと思っております。まだ勉強中ですので、もう少しお聞きをしたいと思います。

現在、申請に向けた準備段階でありまして、今まで取得された国内各地区の事例、それから、こういうふうなのが活性化として非常に成果が出ているなというふうなところ、紹介できるところがあればお願いをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

橋口農林水産課参事。

○農林水産課参事（橋口 浩君）

特区取得後の活性化の事例ということで御判断してお話をさせていただきたいと思います。

どぶろく特区というようなものにつきましては、全国で110カ所の認定がなされております。佐賀県内、一番近いところでいきますと、佐賀県内で1カ所、農家民宿をされている方が取得をされ、交流人口の増加、また、地域活性化に向けた活動をなされております。近いところでいきますと、九州管内の先進事例でいきますと、一農家の方がどぶろく特区をとられ酒造をつくられて、そのことが町全体の活性につながっていったと。それを使った加工品を開発され、そのことによって農業者とお菓子屋さんなどの商工業者との連携が向上したと、それに伴った地域ブランドとして非常に発展をしているというふうなことがございます。

特区取得を機にそういった地域の機運が高まったと、また、地域活性化につながっていったというふうな事例は全国的に多々あるように感じております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今回特区取得をかなえるために、今後何かしらの弊害が出てくると思いますが、今回、この計画の提案をさせていただくのは、市民の思いです。行政の指導型ではなく、市民からの声が出たということを酌み取っていただきたいと思っておりますし、今後行政の後押しがなければ、これは実現ができません。鹿島市が申請をしていただくしかございませんので、この点について部長、御答弁をお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えいたします。

どぶろく特区を取得するに当たりましては、先ほど参事の答弁にありましたように、3つの要件すべてを満たす必要があるわけでありまして、議員先ほど申されましたように、ハードルは高いといえますか、そう簡単ではないと思っております。ではあります、大まかに4つの理由で行政として可能な限りの後押しといえますか、支援を行っていきたいと思っております。

議員の特区取得の理由と重複する分があるかもしれませんが、その4つの理由ですが、1つ目が、発酵の町鹿島、酒どころ鹿島としてどぶろく特区の取得はそのイメージを向上させるものであるということ、2つ目が、鹿島大吟醸のIWC「チャンピオン・サケ」受賞を契機に市内で酒を製造されている6蔵元による鹿島酒蔵ツーリズム協議会との目的、鹿島の酒

の知名度を上げる、地域の活性化を目指されるということと、このどぶろく特区の取得を目指されている方々の方向性が一致していること、また、酒蔵ツーリズム協議会と連携を目指されているということ、3つ目が、先ほど参事からの答弁にありましたように、特区取得を機に地域の機運が高まり6次産業化の一つの花が咲きといたしますか、どぶろくづくりからさらに観光や関連商品開発など地域の活性へつながる可能性を秘めているということ、それから、これが一番重要だと私は考えるんですけど、先ほど市民からの声であるという話がありました。このことが一番重要だと思います。取り組もうとされている主体者の方々、お話をさせていただきましたが、熱意を感じているところでございますので、最初に申し上げましたように、市としても後押しができるものがありましたら、できる限りのことをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

中川部長ありがとうございます。今の4つの言葉、しっかりと私たちも胸に受けまして、今後さらなる勉強と実現に向けて頑張ってまいります。そのためには、橋口参事を初め、関係者の御協力もこれからお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（中西裕司君）

以上で6番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。2時から再開します。

午後1時47分 休憩

午後2時 再開

○議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。通告をいたしておりました件について質問をしていきたいと思っております。

まず、政権交代から2年余りたちました。特にことしは東日本大震災と原発事故から、その流れの中で大変な事態が起きたわけですが、もう9カ月も過ぎてしまいました。その間、議会も新しい体制の中で再スタートをするという状況があります。

今の日本の政治は、国民をますます不安のどん底に落ち込ませるといった状況が続いていると私は思います。特にことし1年は災害問題、原発、TPPと全国民が大きな課題と闘いの中で過ぎてきているんじゃないかと思っております。

それでは、最初にT P Pの問題についていききたいと思います、これについては、これまでも質問何度もきょうだけでなくあっておりますし、先ほど市長もいろいろとそれに対する基本的なお考えも述べていらっしゃいますが、私なりに述べていききたいと思います。

T P Pに参加するかどうか国政の今大問題になっているわけです。このような中で、野田首相は国民の中の大反対論や疑問にまともに答えることなく、一方的に交渉参加を表明しました。全国町村議長会は、全国大会でT P P反対の特別決議をされております。T P Pは農業をだめにするんだと大方の方はわかっている、本来T P Pって何なの、私たちの暮らしにどんな影響があるの、そういう声がたくさんあるのは事実です。

私は、何としてもT P Pについてはストップをと思いますし、これまでもその立場で行動をとってまいりました。ここでT P Pの本質は何かを考え、鹿島市民の生活に何をもちたらかということをしかりととらえてT P Pストップをみんなのものにするために質問をしたいと思います。

これまで農林水産業への影響だけが強調されてきましたが、T P Pに参加することによって、ほかの分野にもその影響が大きいことが明らかになってきました。

まず、農業問題です。

鹿島市は、農漁業、つまり1次産業によって鹿島の経済を支えてきたといっても言い過ぎでないと思います。引き続き自由党政権により米の減反、農産物の輸入自由化により鹿島の経済が土台から崩されてきました。そのような中でも、関係者は、経営が苦しいと言いながらも日々努力をしてみずからの経営を守り、鹿島市の経済を支える力になってもらっているのではないのでしょうか。それが一気に崩されようとしています。

T P P参加で関税ゼロになれば、食料自給率は今の40%から13%に急落すると言われております。これは農水省が試算したものです。ところが、政府は「食料・農業・農村基本計画」を決定して、自給率を50%と決定をしています。どんなに考えても自給率50%と関税ゼロが両立するはずはないと思います。政府は、自給率50%にすることについても、関係者への最大の努力を前提として、我が国が持てるだけの資源をすべて投入したときに初めて可能となると位置づけている。つまり、この50%に持っていくということは大仕事になるわけです。T P Pなどの障害があるということになれば、両立するはずがないと思うのはだれしも同じではないのでしょうか。

ところが、野田総理は、国会答弁において、自給率向上との両立を実現すると答弁しています。アメリカ企業の白書には、日本がT P Pに入る抜本的な改革を行うことなく市場を開放した場合、国内の農業生産高は急速に減少するとあります。鹿島市のように、ほとんどが小規模経営という中で大きな打撃を受けることは目に見えています。T P Pに参加した場合、厳しいながらも鹿島市経済を支えている今日の第1次産業、私は、落ち込みが大きくなり鹿島市全体の経済を崩してしまうと思いますが、この点については、いかがお考えでしょうか。

次に、医療の問題です。

国民皆保険が崩され、医療崩壊が進むと言われていています。アメリカは、民間医療保険や医薬品などの市場を開放することを繰り返し要求してきています。その障害として、日本の公的医療保険制度、国民皆保険制度を標的にしていると言われてます。T P P参加は、文字どおり医療サービスの自由化で、医療の分野にまでもうければよいという企業が入ってくるのが可能になるわけです。これをねらっているわけです。このことは、金にならない分野の診療は切り捨てられる可能性が大いにあると言われていています。金のある人は高度医療が受けられる、ない人は限られた分だけの医療しか受けられないということ、このことにより、お年寄りや子供たちの医療についてどのようになるのか、先が見えないということで多くの人が心配をしています。

特に混合診療の全面解禁は、保険の効かない量が拡大して所得によって受けられる医療が制限される、また、株式会社の病院経営の参入によるもうけ本位の医療や、もうけない部門を切り捨てるなどにより、医療崩壊と言われるように大変な状態になることが心配されています。

日本においては、高齢者を差別するような許せない後期高齢者医療保険制度がありますが、これは全く受診ができないという事態までは行かないけれど、T P P参加ともなれば、金のない人は医療を受けられない。つまり金の切れ目が命の切れ目という事態も考えられる大変なことだと思えます。さらに心配されることは、もうけ主義と言われる病院経営が病院間の格差を生み、医療機関に働く人たち、特に医師不足を生み出しかねない状況も心配されています。今でも医師不足は大きな問題になっているときです。T P P参加が医療部門においても、このような重大な問題を生み出すことになるわけです。絶対に許せるものではありません。

さて、食の安全の問題です。

T P P参加は、食の安全にも大きな影響が出るのが心配されています。つまり食の安全規制が緩和されるということです。日米首脳会談で、オバマ大統領は野田総理にB S E対策であるアメリカ産牛肉の輸入制限の緩和を要求しています。T P Pに参加すれば、食品安全のための規制も非関税障壁とされ、取り払われてしまうと言われていています。アメリカは日本に対して、輸入食品、農産物の検査、遺伝子組み換えなどの食品表示など、アメリカの規制より厳しいと批判をし、緩和を要求しています。さらにアメリカ政府は、残留農薬や食品添加物など規制緩和も要求しています。

幾つか例を挙げてみますと、牛肉及び牛肉製品、日本はB S E対策で輸入の制限をしています。ところがアメリカは、アメリカの規制水準に基づき市場を開放せろと言っています。

米の問題です。輸入制限は検査が非常に厳しいのが日本です。ところが、アメリカではそれを簡素化せろと言っています。また食品添加物です。6種類の添加物の検査、認可が未完

成——日本です。ところが、それを早く完成させろと言っています。さらには、日本国内で使用していない80種類を許可から外しているわけですが、アメリカでは、これを許可リストに戻すようにと言っています。さらにゼラチン、BSE対策で反すう動物のゼラチンの輸入を日本は禁止しています。ところが、アメリカは基準を緩和せろと言っています。このように、TPPに参加することにより、毎日の国民生活に欠かせない食の安全面で脅かされていると思います。

さて、私はこれまで農業、医療、食の安全について述べてきました。これだけ見ただけでも、本当にTPPというのが私たち市民の暮らしを脅かしていくということは逃れられないものだと思っています。何としてもストップをさせなくてはいけないと思いますが、私は、こういうことについて、ぜひ鹿島市として積極的に取り組んでいただくことをきょうは提案したいと思って、ここに立つことにしていたんですが、実は朝、新聞をぱっと広げて一番最初に目に入ったのが、先ほどからも出されておりましたが、鹿島市にTPP連絡会議を設置するということでした。

私は、どういう形で提案をしたいと思っていたかと言いますと、やはりこのTPP問題が鹿島市民に対して、どういう影響が出るかということ、もうこれはいろんなところで言われているように、プラスになることというのはほとんどありません。そういう中でやはり食いとめていくことが必要だと思っているわけですが、それをやっぱり市民の皆さんに理解を十分にさせていただきながら、一つの市民の運動として私は取り組んでいくことが必要じゃないかということで、提案をするということで準備をしたんですが、幸い鹿島市としては、このTPP連絡会議の設置ということがもう既になされているという記事を見ました。

私は、まずこのことで1つ最初にお尋ねをいたしますのは、このTPP連絡会議というのがどういう意図でつくられているのか——意図でと言ったらおかしいですね、つくった趣旨ですか。結局、これまでの議会の中でも、何度もTPPの問題出ました。そういう中で、もしTPPに参加をした場合のときも考えておかななくてはいけないというような意見などもたくさん出てきておりましたね。ですから、私は、この会議というのが例えば、もしそういう形になったときにどうしていくかということを探るためにするのか、それとも、本当にこのTPPの問題をしっかりと見つめて、そして、これがだめであるならば、それを阻止するために先頭に立っていただく、そっちの趣旨なのか、どういうことで設置をされたのかなということを私は考えましたので、まず、この件については、その点でお答えをいただきたいと思っています。

次に、行きたいと思います。次は、子ども・子育て新システムの問題ですね。

子ども・子育て新システムについては、私は9月議会でも質問をしました。ですから、細かい説明は除きますが、9月の時点では国で検討されていると、まだ市町村に説明なされていないということで、しかし、そういう中でも、この新たなシステムの基本的な考え方は

「子育てについては、第一義的な責任が親にあるということを前提として、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下などを踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築するということが掲げられております。実施するに当たっては、市町村が新システムの実施主体、それを国、県が支えていくということになっております」という御答弁をいただいておりますが、まず、1回目にお尋ねしますのは、この制度、まだいろんなことで進んでいないのはわかりますが、何らかの形で国から行政に対して、指示なり通達が来ているのかどうか、まずそれをお答えください。

次に、みどり園の問題について入りたいと思います。

先ほど子ども・子育てシステムについて述べてきましたが、この問題を深く調べれば調べるほど、この新しい制度が子供たちにとって、また保護者にとって許せないものだということが明らかです。そのような中で、市は、市内に1園しかない鹿島市の子供たちの宝ともいうべき市立みどり園を民営化に持っていくということを決めております。もちろんこれは前市政の行政改革の取り組みの中で決められたわけですが、もちろん私は、この計画には同意をしております。私は、鹿島市において、保育に欠ける子供たちが、だれもが安心して保育が受けられるようにしていかななくてはならないと思っています。

ところが、特にこの新システムを見ますと、大変な事態を生み出すというようなことが一つ一つ明らかになります。例えば、親の所得の格差、それが保育の格差につながる、そういうものも出てくるわけです。私はこういう制度は許せないと思っていますが、このような時期だからこそ、私は、本当にそういうのに左右されないで預かってもらえるような、市立の保育所の存続が必要だと思っていますし、その役割が高まることと思います。

さて、既に民間委託の方針は出されておりますし、運営するところまで内定をしている状態です。ところが、皆さん、この問題については、全市民に対する民営化の説明や議論ということが十分になされていないというところに大きな問題があると私は思います。まず私は、市民に対して民営化について説明をし、意見を聞き、議論をし、そして、十分にこのことを固めて取り組むことが必要だと思いますが、いかがお考えなのか、まずお答えをいただきたいと思っています。

次に、防災計画についてです。

3月11日の地震、津波、そして原発災害から、先ほど申しましたが、9カ月を過ぎたわけですが。ことしは、さらに全国でいろんな自然災害が起きました。それぞれ犠牲になられた方々のお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思いますが、このような中ですから、災害が少ないと言われている鹿島市においても、いつ何どき何が起きるかわからないという心配をする市民は少なくありません。特に佐賀県においては玄海原発があります。これも、もしやという心配の大きな種になっているわけです。

さて、これからまた災害が起きないということが一番なんですが、自然のなすものなのです

で、いつ起きるかわかりません。これまでも何度も防災計画についての意見はほかの議員からも出されておりましたが、その後、鹿島市の防災計画の見直しといたしますか、充実といたしますか、防災計画づくりというのは具体的にどうなっているのか、まずお尋ねをします。

次に移ります。住宅リフォーム助成制度についてです。

住宅リフォーム助成制度については、大きな成果をおさめることになったと私は思っています。県や他の市町村に先駆け取り組んだこの制度、新年度10,000千円の補助、そして9月補正で5,000千円の補助、計15,000千円の補助で取り組まれたリフォーム制度ですが、11月中旬に既に補助金が完配したという報告を聞いております。そんな中でも工事件数が233件、総工事費319,000千円、まさに20倍以上の経済効果を生み出したことになっています。そのうち受注業者、これが工務店、大工さんで97件、電気で52件、設備で46件、建具で7件、それから塗装で14件、畳で17件という報告を受けているわけですが、この不況の中で少しでも仕事がふえたことは非常に喜ばしいことだと思います。特に小規模の工事を請け負う業者が少しでも仕事がとれたということ、本当によかったなと思っています。

さて、こういう中で、さらにこの今議会の中では、追加として25,000千円の補助金が採択をされたわけですが、その採択をされてから1週間たつわけですが、この1週間の間にどのような動きになっているのかということ、まずお尋ねします。それと同時に、市としては、この事業の結果をどう評価されているのか、まずお尋ねをして、第1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（中西裕司君）

答弁を求めます。森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

私のほうからはT P Pが鹿島市の農業にどのような影響をもたらすかというお尋ねについて、お答えをいたします。

農林水産省が全世界を対象に関税を直ちに撤廃した場合、何も対策を講じない場合で、これは国の機械的な試算をされたものによって、鹿島市で主な作物、米、小麦、大麦、かんきつ類、牛乳乳製品、牛肉、豚肉について試算を一応いたしております。その計算ですけれど、その結果、市内の農業生産額が約3割、1,227,000千円程度減少するというようなことで試算されております。

以上です。（「ちょっと事務局いいですか。ごめんなさい。議長ちょっといいですか。ここ……」と呼ぶ者あり）

○議長（中西裕司君）

はい。挙手をしてお願いします。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ここ座っておって音響が何か反射して聞きにくいんですよ、ここは。ここがついていない。

だから、もう少しボリュームを下げてもらったら、もうちょっと聞きやすくなるかなと思います。

○議長（中西裕司君）

暫時休憩します。

午後 2 時 21 分 休憩

午後 2 時 21 分 再開

○議長（中西裕司君）

それでは、再開をいたします。

答弁を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

T P P の問題で、混合診療の医療問題ということで、わかっているところの情報をお知らせいたしたいと思います。

T P P に参加した場合の医療問題の質問は、国が公表いたしました資料によれば、いわゆる混合診療の解禁や公益企業の医療参入については、T P P 協定交渉において、議論の対象にはなっていないというのが今の現状でございます。

国においては、まだ関係 9 カ国の交渉内容を詳細に把握しておりません。現在の情報だけで医療分野について、市民生活に何をもたらすかというのはわからないという状況でございます。

ただし、いわゆる混合診療が全面解禁されれば、公的医療制度が T P P に取り込まれるおそれがあるのではないかと、営利企業の病院参入など、我が国の医療に市場原理を導入することが求められるのではないかと、医師会等の声など、不安の声があることは承知いたしております。ですが、まだはっきり内容が全然示されない状態で市民生活等についての影響については、ちょっとお答えすることができません。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、庁内につくりました T P P 対策の組織についての御質問にお答えをいたします。

これは、橋川議員の御質問にも答弁申し上げたところでございますけれども、現在、T P P に対しての情報については、我々も具体的にほとんどわからないというのが実態でございます。そういう中でも、いざとなった場合には、市民生活に広範囲に影響が及ぶということは想定をされるということでございますので、繰り返しになりますけれども、庁内でのすべての部署から全庁的に推薦いただいた職員 8 名と私、それから企画課長、財政課長の 11 名で

作業チームをつくっておるということでございます。今のところ、中身につきましては、T P Pに関する基本的な知識や情報の収集などを行っているという段階です。全庁的な情報の共有化を図りまして、国レベルでの協議が本格化して、市町村レベルでの対応が必要になった場合には、すぐに対応ができるような体制を整えておきたいと、そういう組織を立ち上げたということでございます。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

私のほうからは松尾議員の大きい項目の、子ども・子育て新システムで今後の幼児教育はどのように変わるのかと、3番目のみどり園の民営化についてお答えしたいと思います。

子ども・子育て新システムについて、何らかの形で指示が来ているかという、まず1点目ですけれども、これにつきましては、国の会議の状況が県のほうに来て、県のほうからメールで来ると。ただ、一応ネットでも私たちは、厚生労働省ですか、ネットでも見ることはできます、その資料はですね。そういった形で今は流れてきております。特別に指示とかはあっておりません。

それと、みどり園の民営化につきましては、これまでですけれども、平成18年の3月に行政の責務として可能な限り、現在の行政サービス水準を確保しながら財政基盤を維持強化し、足腰の強い行財政運営を実現することを目的に、鹿島市行財政改革大綱でみどり園の民営化、もしくは廃止の方針が決定されております。それをさらに今回の第2次鹿島市行政財政改革大綱で引き継ぎを行いまして、実施に向けた段取りを進めているというのが状況でございます。

ただ、これは北鹿島地区のもともと村立でスタートしましたので、この分については、もちろん市内保育園の園長会ですね、こういったところとか、みどり園の職員、あるいはみどり園の運営委員会、北鹿島地区の区長会、みどり園の保護者会等々の説明会を今るる粛々民営化に向けた部分で説明を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

防災計画について、どのように進んでいるかという御質問にお答えします。

鹿島市の地域防災計画は、災害対策基本法に基づいて策定するものでありますが、策定する際は国の防災基本計画、そして佐賀県の地域防災計画に抵触しないように策定しなければなりません。

そこで、国や県の防災計画の見直し状況を申し上げますと、国のほうでは、中央防災会議

において防災基本計画を策定することになりますが、東日本大震災の後、4月27日に会議が行われております。そこでは今般の地震、津波の発生、被害の状況について早急に分析の上、今後の対応を検討するという事で専門調査会を設置し、定期的に会合が開催されているところであります。また10月には中央防災会議に新たな防災対策推進検討会議が設置され、東日本大震災への政府各機関の対応に係る検証及び得られた教訓の総括を行うとともに、首都直下型地震や東海・東南海・南海地震、いわゆる3連動地震などの大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、防災対策の充実強化を図ることとしております。これら専門調査会や検討会議の報告を受けて、中央防災会議において、防災基本計画を見直すこととなります。

次に、佐賀県では、現在行われております国の検討作業を待つことなく、佐賀県独自に取り組める暫定的な原子力防災対策と地域防災計画全体の見直し方針をことし8月末に決定し、9月から具体的な計画案の作成に入り、11月24日に計画の修正原案を佐賀県の防災会議に提示されたところでございます。

内容としましては、命を守るスムーズな避難への対応、広域、長期に及ぶ大規模な災害への対応、大規模な原子力災害に備えた原子力防災対策の充実強化、原子力災害と自然災害の複合災害への対応などを基本的な視点として、加筆修正がなされています。今後、県議会や各市町、そして、パブリックコメントを経て、来年2月に防災会議において計画の修正版がまとまる計画になっております。これらを踏まえまして、鹿島市の地域防災計画につきましても、佐賀県の地域防災計画の修正原案の内容で、本市でも修正が必要な部分についてチェックをして、今後作業を進めていきたいと考えております。

具体的な修正内容としましては、市町を越える避難、県を越える避難が必要な場合に、県が避難先を市町、隣県等と調整して確保をし、被災市町に指示する旨を規定すると県の修正原案にありますので、これとの整合性、また避難場所について、一時避難所と避難所の分別、そして、指定の義務化、情報発信体制の充実強化、市町の災害時要援護者支援プランの更新、実情に応じた実態把握を努力義務化などが修正項目に挙げられるものと考えております。

そして、佐賀県では、原子力防災に関して、これまで「特殊災害対策編」とあったものを「原子力災害対策編」に修正する方向で、原子力防災対策の充実強化を図っております。その中で、玄海町、唐津市、伊万里市につきましても、市町の地域防災計画で原子力災害対策編を策定する市町として位置づけられております。それ以外の市町についても、地域防災計画の適切な箇所、例えば、その他災害対策などに緊急時モニタリングへの協力、それから避難計画策定市町からの避難所の受け入れ、農林水産物等の出荷制限のための措置など役割を負うものとされておりますので、鹿島市でもこれらの規定の加筆が必要になってくるものと考えております。

いずれにしても、佐賀県の地域防災計画の見直しにあわせ、整合性をとりながら県の修正に従い、作業を進めて防災会議に諮るとともに、議会の皆様にも御報告したいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

私のほうからは12月補正後の動きはどうかということで、これ住宅リフォーム制度の件でございますが、12月9日に議決をいただきまして、その住宅改修事業補助金でございますが、補正後の申請件数を約180件と見込んでおります。早速12日から受付を開始いたしております。12日だけで約80件の申し込みがあつている状況でございます。これは申し込みを一時中断しておりました関係で、業者の方がストックを持っておられたというふうなこともあったかと思ひます。昨日までの申請件数ですが、325件、総工事費が約4億円というふうになっております。

次に、今回のリフォーム制度の効果はということでございますが、11月10日時点では233件というふうなことでございました。この233件の中には、特に建築工事あたりは個人事業主の方への依頼も多数あつておまして、特定の業種に抱えることなく、あらゆる業種にわたつているということが言えるかと思ひます。それから、これは、233件につきましては代表工種をカウントしておりますので、そのほかに下請の方とか、そういう方もいらっしゃるもので、受注件数がさらにふえるかと思つております。

市民の方には、それぞれユニバーサルデザイン化とか太陽光発電、それから浄化槽の設置、下水道接続を初め、外壁塗装、畳がえ、瓦工事など、一般のリフォーム工事まで幅広く活用されまして、この制度の当初の目的でございました住宅制度の向上、それから本市の経済の活性化という観点からすれば、この活性化につながつていけばというふうに思つております。

昨日の新聞にも掲載されておりましたが、佐賀県の場合が33億円で約50億円の経済効果が見込まれるというふうな記事が載つておりました。この県が示しております経済効果の数値1.74倍、これを4億円で掛けますと、市内で約7億円の経済効果があるんじゃないかというふうに思つております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員に申し上げます。

食の安全問題について答弁ありませんが、引き続き質問をしますか。（発言する者あり）
執行部答弁ありますか。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、続きまして質問をしていきたいと思ひますが、まず、T P Pの問題ですね。

先ほど、今回つくられた連絡会議ですね、これは、今私の聞き違いやったらごめんなさい

ね。もしものときの緊急な対応というのが私は主なのかなという気がしましたが、私は、この連絡会議の中で、この新聞記事を見ますと、もう既にT P P交渉参加によって影響を受ける各部門の業務内容を確認し合ったということで、いろんなことでもう論議されていると思います。それから今まででもいろんな形で、T P Pがやっぱり本当に市民に及ぼすいろんな、よいことより悪いことが多いというのは明らかになっていますし、先ほど医療関係では、そういうのはまだ載っていないというようなことですが、現実的にはそういうのが、特にアメリカはそういうのを一番ねらっているというのがありますから、いろんな問題で出てきているわけです。

私は、やっぱり今回のこの連絡会議というのがいろんな研究、学習をした上で、本当に市民の暮らしを守るという立場に立って、だめだと言うなら、それを阻止していく大きな力にまで市民を巻き込んで発展させるような、そういう組織にやっていくことが大事じゃないかなと思うんですね。

例えば、もう既に全国的にはそういうのがやられていますね。これは鳥取の絵がかいてありますが、鳥取では農業関係団体と自治体関係者や医師会、労働組合、消費者団体など、オール鳥取でT P P参加交渉反対の県民大会を開催したと、これは県ですね。

それから、これは北海道ですね。この北海道というのは今、国が大型化にして20ヘクタールですか、それ以上していけばいいんだというふうな計画を立てていますが、まさにそれがなされているような北海道で、どういう取り組みが行われているかという、オール十勝ということでT P Pをストップさせようという、十勝地域では十勝総合振興局、帯広市町村会、議会、農協、漁協、森林組合、商工会議所、医師会や帯広民商、帯広労連、農民連、新婦人など25機関、団体、まさにオール十勝でT P Pストップで行動をしていますと。11月3日には緊急アピールを採択し、街頭宣伝とビラ配布を行いましたということで、こういう記事が載っていて、こういうのは全国各地に広がっているんですね。このことは、佐賀県においてもいろんな集会がありましたね、農協の主催で1,000人とか3,000人主催、T P P反対のね。これには農協が主催ですが、いろんな団体が参加をしたということは、もう皆さんも十分御存じだと思います。

ですから、せっかく鹿島市がこういう連絡会議をつくっていくということなら、こういう問題について、ある程度の論議がされたならば、ぜひそこまで発展させるような組織として私は取り組んでいただきたいと思うわけですがね。その辺については、いかがお考えでしょうか。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

先ほども議員が言われましたけど、佐賀県では、既にほかのところに先駆けて各市町の首長、農協関係者だけではなくて、佐賀県選出の国会議員まで巻き込んで、一緒に会合を持って、そこで既に御趣旨のような決議を採択してありますですね。ですから、おっしゃるような会合は既にもう終了をしていると私はそう思います、その会合につきましてはですね。

それと、私たちの市で結成をしました、組織をした会議は、むしろ、実務的なといいますか、そのときになってじたばたしてもだめですから、きちっとした用意をするために実務的な詰めをするということで、政治的な動きをするということを前提に組織したものではありません。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

つまり今の市長の話を聞きますと、いざ参加をしたそのときになってばたばたしてもどがんしゅうもなかけん、その前の段取りをというふうな、そういうふうには私は理解するわけですよ。しかし、やっぱりそれがだめだということが一つ一つ明らかになっていきますし、TPPがどういうものかという内容についても明らかになってきているわけですよ。そして、今言うように佐賀県でも決議をしたり、いろんな取り組みがなされているという事実があるわけですから、せっかくこういう形で取り組むなら、いざんときにはこうすっばいという前に、それを食いとめるという、そういう対応をすることが私は今大事だと思うんですよ。

だから、本当にここで、庁内だけの協議を進め、例えば、またそれに市民の人たちを入れてそういうのが発展していったら、そういうことになることも私はあるし、ならなくちゃおかしいと思うんですね。そういう面では皆さん方も既に御承知だと思いますが、JAグループさがなんか、こんなすばらしい（チラシを示す）もうごらんになったと思いますがね、チラシなんかもつくられているんですよ。だから、やっぱりこういう取り組みもなさっているわけですから、もちろん皆さんも一緒になって協力をして取り組まれていると思いますがね、市としても、やっぱりそこまでせっかくやるのでしたら、発展できるようなこの会議に佐賀県では一番最初にできたということで評価をされておりますが、より効果としてもそういうところまで行くような対応を私はすべきだと思いますが、もう一度お答えください。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おっしゃっている意味がよくわからないんですが、今組織したことがおかしいとおっしゃっているのかどうなのかなんですが、今組織したのは、その反対をするかしないかということとは別にして、世の中にはそういうことになる可能性があれば、いわゆるアヒルの水かきですて準備をしていくと、その準備をしたとお話をしているんですよ。反対運動は反対運動で、

さっきおっしゃったようなところに私たちもちゃんと代表を派遣したり、私自身も会合に行って参加をしておりますから、分けてお話をさせていただきたいと思います。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は、この設置されるのがおかしいとかそういうことじゃないんですよ、評価しているんですよ。だから、せっかくこういうことでなされたから、これをより効果的にやっていくために、そこまでやっていこうじゃないかということで提起をしております。恐らくこれが本格的に進んでいけば、そうせざるを得なくなると思うもんね。特に市民を巻き込んだこういう勉強会とかなんとかになればね、だから、それを期待して次に行きたいと思います。これだけで終わるといけませんので。

次に、子育てシステムの問題ですね。これも本当ずっと調べておきますと、インターネットぐらいですからわからないということでね、確かにそうだと思います。ただ、インターネットに載っているのを見ますと本当に、わあ、すばらしいなあというような、一面的に見ますとそういう状況もあるんですね。

ただ、やっぱりここで私は、一番ちょっとわかりにくいのは、この前の答弁のときもおっしゃいましたが、幼保一体化というんですかね、幼稚園と保育園が一つにされるという問題ですね。幼稚園教育と保育に欠ける人たちの、保育される子供たちが一緒になってどういうふうになっていくのかなという、そういう私は心配があるわけですが、そういう面で、そういうところのいろんな論議は抜きにしましょう。一番私はこの制度があってまず考えなくちゃいけないのは、この制度というものが、所得によって子供の教育や保育を受けられることが差別をされてくるんじゃないかというような、そういうものになっているということですね。

特に、今までは保育所に入所をするときには市のほうに申し込みをすればよかったわけですが、今度から事業所でしょう、事業所にするということ。それから今度の場合は、特に保育料の問題で応益応能割ということで、その辺のシステムが変わってくるわけですね。

そういうことになりますと、本当に取り組んでいく事業者としては、やっぱり経営をしていかんといかんわけですから、所得の大小によってそういう入所をさせる人の問題とか、保育料の問題、保育のやり方とかというのに差別が出てくるんじゃないかという心配、これはもう全体的にそういうことを言われていますね。そういう心配があるわけですが、今回の問題で私はその辺が一番大きな問題になるんじゃないかと思いますが、その辺についてはいかがお考えですか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

松尾議員の今後幼保一体化になれば、保育料等が非常にいろいろになってきて保護者に負担がかかるのではないかという御質問だと思います。

今現在の保育料は、確かに今おっしゃられましたように、国の保育指針にあわせて住民税や所得税の金額で8階層に分けて決定をしております。この保育料は、確かにこの新システムに移行すれば、事業主が決定できる計画にはなっております。

しかしながら、この保育料というのが、保育の実施に要する費用や保護者の家計に与える影響を考慮して定められるというふうなことで予想をしております。というのが、この制度のやり方といたしましては、市町村の役割の中に、給付サービスについては市町村が決定するというふうなところも入っておりますので、現行の算出方法等が基本となるということで予想をしております。ですから、いろいろな所得の低い人は入れないとか、そういった心配はないと、今のところは予想しているところでございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

市町村が云々だから所得の低い人は入れないということはないだろうと——ないじゃなくて、ないだろうと思っていますということですね。ここは限定できないわけですが、やっぱりこれからは、民間は特にボランティアではできないわけですね。やっぱりそれだけの収入がないことには、利益がないことにはやっていけないわけです。その辺からいきますと、例えば、今は国から来たもので措置費として事業所に行くわけでしょう。ところが、今度からはそうじゃないでしょう、補助金として一括して——補助金といいますかね、給付金ですか、一括してやられる。そして、これまでの補助金というのは保育のみにしか使えないという限定があったと思いますね。ところが、よく調べておきますと、これからののは、そのもらったお金をただ単に保育だけじゃなくて、自分たちのいろんな都合のいいように使えるというふうな代物だということを私は見ていますが、例えば、ほかの事業をしたりすることにだって、それが使えるんだとね。そういうことになりますと、事業者としてはやっぱり例えば、所得の低い人でも入れますよと言うたって、高い保育料を一律にされて払い切らんと行けないわけですからね、そういう人たち保育料が未納になったりしたら大変なわけですからね。そういうことになりますと、今度の制度がまさにその事業者自体にとってもどうなのかなという私は疑問を持つわけですが、その辺いかがなんでしょうかね。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

確かに今現在、保育所に委託料として措置をしております。委託料として例えば、子供1人当たりゼロ歳児は幾らだから、この分の委託料ですよというふうなことでやり取りをしな

から保育委託料というのをお願いしているところがございます。それが今度の新システムでは、確かに言われるように、給付金というふうなことで姿を変えるということでは、この説明書きには載っております。それを、事業者自体がいろんな方向で使えるというふうなことでの質問だと思いますけど、市町村の関与というところがございます。

市町村の関与といたしまして、具体的な仕組みとして、保護者が選択した施設事業者に申し込むことを基本とする、市町村は管内の施設、事業者の情報を整理し、子育てに、家庭に広く情報提供し相談に対応するというふうなこととか、それと、さらにその上には、都道府県の役割というのが明記されております。都道府県は、広域自治体として新システムの給付事業が健全かつ円滑に運営されるよう必要な助言、援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち広域的な対応が必要な事業等を行うと。要するに、都道府県についても、指導的な立場が置かれているというふうなところとかの制限があっておりますので、今予想される分については、現体制が踏襲されるのではないかとこの予想をしております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

この辺については、まだ具体的なのは来ていないとおっしゃっていますから私も強くは言いませんが、その辺ははっきりと今回は保育所運営にこのことが参入されるということになれば、保育所運営にいろんなところが入れるわけでしょう、株式会社やNPOなんてね。そういうのがあるわけで、企業がどんどん入ってくるわけで補助金の使い道、それは限定されないというのが明らかになっているわけですね。だから、県とか市とかの手が届きますよとおっしゃっているわけですけどね、具体的にはそういうところが明記されているわけで、これはこれからのまた課題だと思いますが、もちろん、私はこういうことを許せないと思いますが、もう少し具体的になってからまた論議せんといかんですね、その面ではですね。というのは、やっぱりよりすべての子供たちが収入、家計に関係なく、同じくやっぱり保育が受けられるような体制をとらんといかんと思いますからね、私はそういうことを申し上げています。

これをちょっと、時間があと27分ということですので、次に進みたいと思いますが、次は、保育所の問題です、みどり園の問題に行きます。

みどり園が民間に移管されようと、民間委託になろうとしている、今業者も内定していますが、この件で私は、先ほど答えの中では保育園の関係だとか、区長さんだとかなんだとか主な人たちには、その説明もなされているということは私もわかります。しかし、今、北鹿島地区回ってもほかの周辺を回っても、本当にその実態を知らない人がほとんどなんですよ。上部だけには説明があったでしょう。私は、私も出ましたよ、子供も出ましたよ、うち

の保育所をなくしたくないねとかいろんな意見も聞きますよ。そういうふうにまだ本当に皆さんが納得できる体制がとれていないというのが、私は一番今回大きな問題だと思うんですよ。

それから、この業者が決定したときにも、余りにも私は、議会を、市民をなめるのかと私は言いたいですよ。ちょっと言い方が悪いかも知れませんがね、そういう、言いたいくらいの執行部の対応です。それは、保育所みどり園運営事業者の認定結果についてという報告がなされました、全協で。もうこの大事な問題をこの1枚のぺらの紙に何行ですか、これだけで報告なされたんですよ、皆さん。そんだけしかなされていないんですよ。そして、具体的に聞いてもおっしゃってもらえなかったでしょう、どういう人たちが選定委員になったのかね。それから、どういう基準で——数字で云々と今言われましたが、細かく言うと云々というようなことでね、本当に上面だけの説明しかなされていないんですよ。その上、民営化については市民にも十分納得いくようなことがあっていない。私は、本当にこれは心外です。

そういうことで、ここでまずお尋ねをしたいのは、この選定委員には、だれとだれとだれとだれがなられたのか、その肩書きはどういう人なのか、ここで明らかにしてもらいたい。

○議長（中西裕司君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、お名前については申し上げられません。これは、情報公開条例の規定の中に本人さんに、わかりやすく言えば悪い影響が出るといふこと、そのおそれがある場合は開示をしないとなっておりますので、お名前については報告できませんが、どういう方が入られたかといふことは申し上げたいと思います、お答えをしたいと思います。

まず、専門的な知識をお持ちの方ということで、福祉——いわゆる保育指針、そういうことに詳しい方、それから、社会福祉法人関係に詳しい方、そういう方を3名入れております。それから、社会福祉法人でございますので、経営について本当にこれでやれるかどうかといふことを判断する必要がございますので、法人の経営に理解られる方、十分知識を持っておられる方、それと、法人の立ち上げについて知識を持っておられる方、これを2名入れております。それから、市の職員ということで、市が当然方向性を決めていきますので市の職員が2名、以上7名で構成をしております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

お名前まではおっしゃっていただけませんでした、具体的にどういう方ということですよ。

が、ここに挙げられている皆さんは、出身は鹿島市の方、皆さんそうなんですか。

○議長（中西裕司君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

市内の方も、市外の方も、双方いらっしゃいます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私はまず、市内の人全部ですというお答えが返ってくるのを望みましたが、市外の方もいらっしゃるということですが、どの部門に何人市外の方がいらっしゃいますか。

○議長（中西裕司君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、選考をするということでは、公平・公正を期するということを大前提に考えております。そういうことから、市外の方も委員さんいらっしゃいますが、専門的な知識を有する方がこの中にお一方。それから、会社経営、いわゆる法人の経営、あるいは法人の設立関係の関係者の方がお二方いらっしゃいます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、公平・公正を期するためにやっとな、市外からも入れたというお答えだと思いますがね、例えば、選定に係る審査方法ということは、ちゃんと基準が決まっています点数をつけるということになっているわけですからね。何もその市外から入れなくても鹿島市内にも同じような知識を持った人、同じような経験のある人はあると思うんですよ。私は、やはりこの問題については、市内在住者からすべてを出すべきだったと私は思うんですよ。どうして——どうしてと言うたら、また公平・公正とおっしゃいますがね、私はどうしてもここは納得いきませんが、その辺はどうなんですかね。そして、どちらから呼ばれたんですか。

○議長（中西裕司君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

確かに公平・公正、実はこれも御報告をいたしておりますが、5団体から応募がございま

した。既設の法人の方もいらっしゃいます。そこの関係の経理をされている方、関係役員の方、そういうふうな方もいらっしゃいますので、市外から選んだということは、そういうおそれのないような方、ただし、保育所とかいろいろな経験をお持ちの方、これはそういうふうな組織のほうにお願いをいたしまして、決定をさせていただきました。

それから、いわゆる保育所の保育指針等、保育に関する詳しい方というのは、やっぱりそういうふうな専門の教育を実際実施されている方ということを考えますと、市内にはそこまで詳しい、本当にその保育行政——保育行政といいますか、保育指針の内容、どういうふうな保育をすべきだという詳しい方、こう言えばもう当然おわかりだと思いますが、大学でそういうふうな研究をされている方ということでございますので、そういう方は市内にはいらっしゃいませんでしたので、市外から選考をしたという経過がございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今いろいろ御説明いただきましたが、やっぱりこういう問題については、利害関係の問題もあるからということかもわかりませんが、そこんところは鹿島市は鹿島市として、やっぱり取り組んでいくことが私は大事だったんじゃないかなと思います。

それから、選定の審査の方法ですが、これも全協のときに説明を聞いたら、いろんなことを言っとったら、順番をつけたりしよったら、いろいろ差しさわりがあるからということでおっしゃいませんですが、やっぱりこれから例えば、私はいまだにまだ民営化に移行することには賛同したくありませんが、そうなったにしても、本当にそういう形でいいのかなというのは私たちも議会人として、市民の代表として責任があるわけですから、そういう面ではある程度の何というですか、相談といいますか、問題を投げかけるというですか、そういうことはあってもよかったんじゃないかなという気がします。ですから、もう特に今回のこの結果の報告のやり方、余りにもお粗末ですよ。皆さん御存じですか、だれが見てもびっくりするでしょう、こんだけで、こうしましたよ、はい、そうですかってね。私たちの意見の全く入る幕はないというふうな、こういう状況です。

そういう中で、私はこれから進められていくと思いますが、今のところ、まだ内定。もちろん選ばれた業者が云々を言っているわけやないんですよ、取り組み方ですよ。そのことで私は申し上げているんですよ。ここんところはっきりしていないと、例えば、選定された業者の人だって後からいろいろ出てきたら、経営をやっている中でもやりにくいんじゃないかと思うんですよ、何もその人たちが悪いわけやないわけですからね。だから、その辺はやっぱりもっと取り組んでいく中では秘密裏にしないで、明らかにしながら取り組んでいくことをこれからもまたやってもらいたいと思いますが。

特に、私が民営化に反対をするというのはいろんな問題がありますが、最近の子供事情の

中で、特にそれを私は言いたいんですよね。例えば、子ども新システムの問題で先ほども申し上げましたが、家庭の所得によってのいろんな格差の問題だとか、それから入所できないこともあるんじゃないかとか、保育所、保育の格差が出てくるのではないかという心配があるわけですが、この最近の議会の予算関係を、補正予算関係の論議の中で、最近ゼロ歳児の入所がふえてきたということを盛んにおっしゃっていますよ、何なのかってね。今はやっぱりこんだけ経済的に落ち込んだ中で、ゼロ歳児を預けてでも働きに行かないと大変なんですよ。そういう人たちが預けようとするときに、こういう民間の——みんな民間の保育所になってしまうと、公立の保育所がない、いざというときに預けようとしたときに本当にそれを受け入れてもらえる体制がとれるという保障ないんですよ。ましてや、この新システムができた場合には、それが私は非常に心配になるんですよ。ですから、絶対にこれは許せないと、だれもがさっさと行って入れるような、1つはそういう保育所をつくっとかんといかにということを私は申し上げたいんです。

以前もよく民営化の話も出ましたが、民営化はだめだと私はよく言ってきました。それで、ある保育園の園長先生がよくおっしゃっていました、もうお亡くなりになられましたかね。松尾さん、市に1つは公立の保育所ば置いとかんと基準がわからんばいて、子供たちのためにぜひ置いとってくださいというようなことを、しょっちゅうおっしゃっていた方がいらっしやるんですよ。そういうことを私がここで言いますと、今は、私立も公立もいっちゃん変わらんくらいの対応ばしてもらいよっけん、よかですよというような言葉しか返ってきませんでした。それは、今あるからそうなんです。これがすべてそういう形になして、ましてやこの新システムになった場合に、もっと大変な事態が出てくるということが明らかになっていっているわけですよ。そういう中でやっぱり今は特にこういうときですから、公立保育所を1つ置くということは、どうしても大事。そして、この公立保育所を民営化するというのは何なのかって、子供たちのためじゃないでしょう、先ほども説明ありますように。お金のためでしょう。財政再建のためでしょう。金が大事なのか、これからの子供たちが大事なのかということですよ。盛んにおっしゃいますよ、何ていうんですか、少子化対策という言葉が盛んに出てきます。ところが、こういうことをしておって口先だけ少子化対策って言ったって、それは何なのかと、本当に心があるのかと私は言いたいんです。

そういう面からいきますと、私は、もう業者は内定していると言っても、これはここでストップしてでも民間の保育所に移行するんじゃなくて、公営の鹿島市立みどり園、この歴史ある本当に子供たちの宝ですよ、市民の宝ですよ。この公立の保育所を守るという立場を私はぜひもう一度考え直していただきたいと思いますが、課長に言うたって決定権ございせんから、市長ももう決まったことです。以前あなたたちも賛同されたでしょうとおっしゃる言葉しかないと思いますが、そういう今の情勢の変化、大きな変化の中で市長はどう思われるか、これからの本当の子供たちのことを考えて、いろんなことがあったにしても、変更を

するべきときにはせんといかんと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

子供たちのことを念頭に置くということになれば、保育の水準を下げないという話を言っておりますので、そのところで理解をしていただきたいと思います。下がるのは、つまりそこに働いている人たちに必要な財源が、これからほかのものに充てる余裕が出てくるといことが一番変わるということを理解していただきたいと思います。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

まあ、私には理解できません。それと同時に、やっぱりこの問題についてはもっとこれからでも市民の皆さん、特に地域周辺の皆さんに十分に納得いくような話をする、宣伝をするということを私はお願いしたいと思います。

まだ言いたいこといっぱいありますが、時間がないですね。ということで、保育園の問題については終わりたいと思いますが、とにかくすべてにおいて、もうあからさまな行政をやってくださいよ、秘密裏に行うんじゃないでですね。

次、防災計画についてです。先ほどいろいろおっしゃいました。3月にああいう大震災、原発問題、いろいろありましたね。その後、またあちらこちらでもう本当に驚くような災害が次々起きたわけですね。

そういう中で、やっぱり鹿島市民としても、いざ鹿島に何かあったらどうなるんだろうかという、その心配あるわけですね。即言って防災計画ができるわけではありませんけれども、一番心配なのは、今何か起きたときにどう動いていいかわからないというのがあります。特に、原発の関係ありますね。佐賀県は玄海原発抱えておりますから、鹿島は50キロよりちょっとぎりぎりのところですね、ちょうどということだからということのようですけども、今これまで被害に遭われたところを見ますと、50キロどころか、もっと広範囲なところに被害が出ているってということが明らかになっていますね。そういう中でやっぱり防災計画として、これだという決め手のものをぴしっとつくらなくても、何らかの形でいざというときには避難をしなくちゃいけんというような、そういうのをつくっておかんといかんやっとなじゃないかと思いますが、これからでも私は遅くないわけで、今まで一応防災計画はありますよね、避難の場所とかあります。ですから、それに基づいてということですが、まだまだそれをみんな十分にわかっていません。これまでも何年もそれは掲示をされていますが、わかっておりませんので、事あるごとにそれぞれの地域でそういうのをやっぱり徹底するような

指導を市としてしてもらいたいということを一つ申し上げたいと思います。

それと同時に、私は災害後の対応なんですよ、これは大きな災害じゃありません。1つだけ例を申し上げます。例えば、火災が起きた場合に、あと行くところが鹿島市にないんですよ、住むところが。最近も全焼しました、全く何もなくなりましたが行かれるところないんですよ、住むところが。私は、ぜひそういうところを鹿島市も災害後に一時生活できるようなところを準備するという、これも私は災害と関連して大事なことだと思うんですがね。

時間がないので具体的に提案をしたいと思いますが、例えば、市営住宅だとかいろいろありますね、そういうところの1カ所をあけてもらってでも対応をするということが私は必要だと思います。ただ、今は市営住宅もいっぱいですね、入れないでいます。そういうのもってつけのところがあるんですよ、御存じですか。県の住宅がぼんぼんしています。ぼんぼんじゃなくて使っていないんですよ、放置されているんですよ。そういうのを見ている人たちが、あそこ借られんとですかって、あのまましとっぎうっかんぐっばっかいでしょうかとね。県は、本当ずさんですよ、ああいうのをそのまま、何年そのままにしていますか。私が知っているところは西峰ですよ、あそこは職員の住宅だったと思いますがね。だから、それはそのままなんですよ。だから、県が何もせんのなら、そういうところを県から受け入れてでも、そういう何か最低の家具をちょっと置くようにして、そういう、例えば、火災に遭われたり、水害なんかは1軒、2軒じゃ済まんわけですが、そういうので、大変になられた人たちを短期間でも住んでいただくような、そういう対応を私はとっていただきたいと思いますが、その辺についていかがでしょう。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

被災者の被災後の受け入れということで、火災とか災害に遭われた方の住宅の確保ということで県営住宅がどうかということですが、うちのほうも県と協議したではありませんが、県のほうと、うちの総務課とまちなみ建設課、それら等を協議してそういったこと可能かどうか、ちょっと今から協議してみたいと思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひその対応をお願いしたいと思います。ついでです。県は住宅だけじゃないです、土地もずさんですよ。土地をそのままにして草ぼうぼうです。その周辺の人が本当ボランティア

で刈っていらっしゃるんですよ。そういうところまで、県まで聞こえていますでしょうかね。ぜひ対応をしていただくように、そこまで重ねてお願いしたいと思います。

もう時間がありませんので、最後に、私は申し上げたいと思います。これはもう特にTPPの問題ですね。この問題でこれまでいろいろ論議もしてきましたし、私も意見を申し上げましたが、最後にまとめのつもりで発言をします。

野田内閣、TPP参加を決定しようとしているわけですが、TPPは、原則関税を撤廃して農産物の輸入を完全に自由化するもので農林漁業と国民の食料に大打撃となります。さらに非課税障壁撤廃の名のもとに、食料の安全、金融、保険、官公需、公共事業の発注、労働など国民生活のあらゆる分野において、規制緩和がねらわれていると言われていています。御存じのように、TPPの中心にいるのがアメリカです。アメリカ型の貿易と投資の自由化、市場原理主義を国際ルールとして押しつけようとしています。国内では、財界が国際競争力、規制緩和などの名目で雇用を崩し、地方を切り捨て、国民生活をずたずたにした構造改革路線をさらに推し進めるために、TPPを推進していると言われていています。

このような国民にとっては一大事というときに、野田首相がTPP交渉参加を表明しました。その途端に財界からは歓迎の声が上がっております。経団連の米倉会長は、交渉参加という方針が基本的に決定されたことを歓迎する。交渉に積極的に参加し、協定の成立に全力を尽くしてほしい、また、経済同友会の長谷川代表幹事は、交渉参加に向けて大きな決断をされたことに敬意を表する。交渉参加を確かなものにするのを期待するとの談話を出しました。さらに日本商工会議所の岡村会頭は記者会見をし、実質的に交渉参加を表明したものと歓迎したいと述べています。さらに野田首相は、一番初めの一番大きなハードルを新年で越えたと評価をしたといいます。

しかし、地域によっては農業関連団体、自治体関係者、医師会、労働組合、消費者団体、また、職種や政治的立場の違いを越えたTPP参加反対の一点での運動が広がっています。佐賀県においても、10月にはTPP反対JA佐賀県民集会に1,000人、10月26日にはJA全九州会に3,000人などの取り組みも行われております。また、全県的に反対署名なども行われています。私は、この取り組みを一気に広げていくことが必要だと思っておりますが、鹿島市では、きょうの新聞で明らかのように、これに対する取り組みが全県に先駆けて行われ始めたということを知って非常に力強く思っております。この組織をさらに広げ、JAはもちろんですが、いろんな団体を含めた全市民の統一行動が組まれることを望み、私もその先頭に立って頑張ることを表明して、きょうの一般質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（中西裕司君）

これで14番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。次の会議は明16日午前10時から開き、一

般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時18分 散会